

令和4年加美町議会第4回定例会会議録第3号

令和4年12月9日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	尾出弘子君	2番	佐々木弘毅君
3番	柳川文俊君	4番	味上庄一郎君
5番	早坂伊佐雄君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	米木正二君	16番	伊藤淳君
17番	早坂忠幸君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	相澤栄悦君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス感染症対策室長	佐々木功君
企画財政課長	佐々木実君
ひと・しごと推進課長	橋本幸文君
町民課長	浅野仁君
税務課長	塩田雅史君
産業振興課長	尾形一浩君
農業振興対策室長	鎌田裕之君
森林整備対策室長	阿部正志君
建設課長	村山昭博君

保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
子 育 て 支 援 室 長	鎌 田 征 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	千 葉 桂 子 君
上 下 水 道 課 長	齋 藤 純 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 場 利 之 君
小 野 田 支 所 長	内 海 茂 君
宮 崎 支 所 長	嶋 津 寿 則 君
総 務 課 参 事 兼 課 長 補 佐	遠 藤 伸 一 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	上 野 一 典 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 善 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 一 彦 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	猪 股 良 幸 君
次 長 兼 議 事 調 査 係 長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 97号 加美町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 98号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 99号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B&G海洋センター）
- 第 6 議案第100号 土地の売払いについて
- 第 7 議案第101号 令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）

- 第 8 議案第 102 号 令和 4 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 議案第 103 号 令和 4 年度加美町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 10 議発第 3 号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 11 議発第 4 号 加美町議会会議規則の一部改正について
- 第 12 請願第 1 号 大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書について
- 第 13 議員派遣の件について
- 第 14 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 14 まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂忠幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、12番一條 寛君、13番伊藤信行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告11番、11番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔11番 沼田雄哉君 登壇〕

○11番（沼田雄哉君） おはようございます。定例会3日目のトップバッターになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告している2点について、教育長と町長の考えをお伺いいたします。

まず、1つ目として、加美町の体育施設の改修と利用促進について。

加美町の体育施設については、町民の健康増進と福祉の充実、地域の活性化を図るため設置されており、スポーツ大会や練習等で、町内はもとより、県内外の方々に利用されています。

しかしながら、施設の老朽化等により、修復が必要になってきている施設も見受けられています。これらの改修を図り、体育施設のさらなる利用促進に努めるべきと思いますが、現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

加美町の体育施設の改修と利用促進についてお答えします。

加美町には、現在、加美町総合体育館をはじめ7つの町民体育館があります。そのうち主立

った5つの体育館につきましては、株式会社オーエンスが指定管理者制度により管理運営を行っております。いずれの体育館も多くの方々に親しまれ、利用されております。

町内の体育館は昭和50年前後に建てられたものが多く、既に耐用年数を超えているものもあります。これまで屋根の改修や、壁面、床面、トイレ等の改修など必要に応じた工事を行い、なるべく利用者が支障なく利用できるように努めてまいりました。

しかしながら、経年劣化による老朽化で躯体の消耗はもとより、附帯設備の消耗も見受けられるようになりました。特に受電設備につきましては、検査を委託している東北電気保安協会より改修を勧められておりますので、定期的に改修してまいります。今のところ、躯体、附帯設備とも重大な破損や故障といったものはありませんが、小規模な破損等につきましてはその都度修繕を行っているところであります。

町では、加美町公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設の在り方について個別に検討しております。今後、この計画に基づき、施設の管理を行っていくわけですが、社会情勢や利用者ニーズを考慮した施設管理の検討を行ってまいります。

以上、体育施設の修繕と利用促進についてお答えいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ただいま加美町体育施設の改修と利用促進についてということで答弁がありました。もう少し踏み込んだ答弁を期待しておりました。また、ただいまの答弁で体育館だけについて触れましたが、体育施設というものはほかにも野球場、陸上競技場あるいはテニスコートですか、海洋センターなどがあると思います。

今回なぜこのようなテーマで通告したかと申しますと、加美町の体育施設は、選手やその関係者、さらに応援や観戦など多くの方々に利用されています。その施設を利用された町内外の方々に印象をなお一層よくするために通告した次第でございます。

そのためには、体育施設の早急な修繕、改修が必要なところがあります。ただ、財政の関係もありますので、すぐに全て取り組めないことは承知をしております。ただ、これだけは早くやってほしい、現状を見れば優先順位がかなり高いものもあると思います。そこで、お伺いをいたします。

加美町の体育施設について、利用者からどのような声があるものか。これは主な施設で結構です。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。どうもおはようございます。よろしくお願いいたします。

体育施設の利用者からのご意見ということでございますが、体育施設の多くにつきましては株式会社オーエンスで指定管理を行っております。指定管理者オーエンスでは利用者からの意見をいただくための利用者カードを用意しておりますので、そちらに寄せられたご意見を紹介させていただきたいと思っております。

この利用者カードを見ますと、気持ちよく利用ができたというような声が多いようでございます。施設への要望では、トイレの洋式化の要望があります。以前よりトイレの洋式化には努めておりましたが、全てのトイレが改修されてはおりませんので、大会などで多くの方が利用されるとき、特にそのように感じられると思っております。

今後、維持管理を行う上で、利用者の声や利用の形態など総合的に判断して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ありがとうございます。

体育施設の指定管理者であるオーエンス、ここからはどのような要望がなされているか。主な施設で結構です。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

オーエンスからは施設の老朽化に伴う改修や修繕について要望がされております。先日も来年度の予算措置のために聞き取りをいたしております。

中新田体育館につきましては、消防設備の修繕、事務室及びフィットネスルームのエアコンの修理、雨水の排出ドレンからの雨漏り、2階男女兼用トイレ配管からの水漏れ等23件ほどの要望をいただいております。

また、小野田体育館につきましては、小野田コミュニティセンターからの事務所移転に伴う受電設備の移動、体育館の屋根は今回修繕しておりますが、外壁の修繕がまだなので、そちらが要望されております。小野田運動場の倉庫並びにトイレの修繕、バックネットの修繕等、あと小野田西部スポーツ公園内にある劣化したベンチの処分など、こちらにつきましては合わせて16件ほどの要望が出ております。

また、宮崎地区の陶芸の里スポーツ公園からは、総合体育館の雨漏り修繕のほか、事務室及び会議室のエアコン、照明スイッチの電気制御装置の交換、修繕、スポーツ公園内の外灯の電

球が切れているところの修繕、陸上競技場の写真判定等の雨漏りなどがありまして、それを含めて21件ほどの要望が出されております。

そのような状況になっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 修繕、改修については、これまでいろいろと取り組んでいただいているところですが。加美町には多くの体育施設があります。その中で、ここからは陶芸の里スポーツ公園に絞って、さらなる利用促進を図るために触れたいと思います。

スライドをお願いします。

これは、皆さんご存じのとおり、加美町の総合体育館になります。次、お願いします。

これは玄関を入ったところの天井になります。このようなしみがあります。これは雨漏りによるものか、あるいはほかに原因があるものか、ちょっと分かりません。次、お願いします。

これはアリーナに入るところの天井です。どうもすっきりしませんね。次、お願いします。

これは2階のロビーの天井になります。穴が開いています。これは、体育館の関係者に聞いたところ、2階からどぼっと落ちてきたということだそうです。次、お願いします。

これは、今、穴の開いたところの下、2階の床になります。この状態がずっと続いています。よそから来た人たちは、何だろうと、多分印象はよくないと思います。次、お願いします。

これはアリーナ内の正面舞台の左側になります。これは多分雨漏りかなと思います。

このような状況になっております。この施設を利用する方々あるいは町外から来た方々、あまり印象はよくないだろうと思います。この辺の改修工事を速やかに実施する必要があると思います。改修が遅れるほど損傷の箇所が大きくなってまいります。改修により多くの費用を要することになってくると思います。これは優先的に取り組む事業であると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 先ほどのご質問でもお答えいたしましたが、オーエンスから全部で60件ほどの要望を出されております。これらを全て予算措置できませんので、まずもって雨漏り等を含めまして優先順位をつけまして、緊急を要するものから対応していきたいと考えております。

しかしながら、スライドにあったとおり、総合体育館の状況は著しく悪いような状況でございますので、議員がおっしゃったとおり、時間を置けば置くほどさらに悪化することも予想されます。現在、雨漏りの原因が分かっておりません。ここから漏れているという状況で確認は

できるんですが、どこから入ってきている雨水なのかというのがまだ分かりませんので、そちらの調査を進めまして、早急に改修に向けた方向に持っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 予算の関係がありますので、町長にも通告すればよかったかなと思っております。

雨漏りしている箇所が分からなければ、屋根の全塗装、これをやってはどうでしょうか。今の時代、かなり優れた塗料があると思います。ただ、費用は多分それなりに要することになるかと思えます。これは答弁要りません。ひとつご検討いただきたいと思えます。

次に、陸上競技場のトラック内の芝について触れます。スライドをお願いします。

これは陸上競技場です。芝がきれいに管理されています。手前左のほうに人の影が見えますが、これは写真を撮るとき私の影が写ってしまいました。次、お願いします。

これは芝をアップで撮ったものです。これを見ただけでは分からないと思いますが、ここは主にサッカーで利用されています。この施設は旧宮崎町時代に造ったもので、できてから何年ですか、二十五、六年ぐらいなるのでしょうか。まだ一度も芝の張り替えをしておりません。そのために、根上がりというんでしょうか、弾力が出てきています。ちょっと大げさな言い方になりますが、瞬発力を出そうとしても足が一瞬芝に沈んでしまいます。トップスピードになるのに若干時間を要するような現状です。ぜひ状況をご確認いただきたいと思えます。

あるとき、サッカーで利用されている方の何人かに聞いてみました。やはり私の感じていることと同じでした。この芝の状況をどのように捉えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

芝の管理につきましては、今年度より指定管理に含めまして、株式会社オーエンスから芝生管理業者の仙台ナーセリーに発注していただいております。芝の管理につきましては、定期的には新芽の保護、芝を刈った後に残った刈りかすや、枯れてしまった、腐敗した葉や茎の分解、でこぼこの修正等の目的で目土を入れて生育を促すというようなことをしているそうでございます。このような作業を長年の間行っておりますので、場所によっては芝のマットが厚くなったり、生育の悪いところが出てきたりして、議員が思っているようなことになっているものと思われま。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） ありがとうございます。

芝の状況について、管理委託をされているナーセリーの作業されている方から話を聞きました。多分そのような状況になっているからだと思いますが、芝の刈り入れをするときは、以前よりも短く刈るようにしているとのことでした。このようなことから、芝の張り替えが必要ではないかと思います。この辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

芝の張り替えですが、張り替えになりますとかなり高額な金額を要します。管理業者から先日伺った際に、全面張り替えをしますと、現在の洋芝ですと5,500万円ほどかかるのではないかと、あと和芝ですが、高麗芝にしますと4,500万円ぐらいはかかりますよねということ言われております。芝の状況によりますけれども、できる限り状況によった適切な管理をしていただきまして、できる限り使用期間を延ばしていきたいとこちらとしては考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 芝の種類あるいは天候によって一概には言えないと思いますけれども、現在の芝であれば何年ぐらいで張り替えが必要だと考えていますか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

芝の張り替えですけれども、これも管理業者から伺った話でございますが、張り替えの周期につきましては大体20年ぐらいとされているそうでございます。

陶芸の里スポーツ公園、陸上競技場の芝生も張り替えの時期に来ているとは思いますが、できる限り適切な管理をしていただきまして、使用する期間をできるだけ延ばしていきたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 芝の張り替えについては、先ほどあったんですけれども、多額の費用がかかるようです。財政の健全化を図っている中で、すぐにこれに取り組むことが難しいことは十分に承知をしております。何か有利な補助事業を探して、早く対処していただける道はないものかと思っておりますけれども、この辺どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 陸上競技場の整備につきましては、第三種公認取得のための改

修工事を5年ごとに行っております。前回につきましては令和元年度に実施しております。この際、スポーツ振興くじ助成金を利用し実施をしております。次回の改修工事につきましては、芝生の張り替えも含むとなれば大規模になるものかなとこちらで思っておりますので、このような資金を活用して実施していきたいとこちらでは考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） これは、答弁は要らないんですけども、御礼です。県道沿いの生け垣、今年度、ある程度整備をしていただきました。ありがとうございます。まだ十分ではありませんので、来年度以降、また引き続き取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

体育施設に関して、最後に、何かこれだけは言っておきたいということがあればお願いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 先ほどの生け垣のことにつきましては、引き続きこちらでさせていただきたいと考えております。来年度も少し予算を置きまして、残りをやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後にということでございますけれども、加美町の体育施設につきましては、町民のみならず、町外、さらには県外の方々にも各種大会で利用されております。施設を良好な状態で保つことで利用促進や競技力の向上にもつながるとこちらでは考えております。

しかしながら、教育長の答弁のとおり、築年数が40年を超える施設が多くございます。これらの施設の維持管理につきましては容易ではございませんが、加美町公共施設等総合管理計画に沿って計画的に整備を行いまして、公共施設として住民の皆様が気持ちよく利用できるようにしていきたいとこちらでは考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 次に、2つ目として、加美町と近隣の市、町に計画されている風力発電事業について、次のことについてお伺いいたします。

この件については、今回の定例会で7人の方が通告されています。既に私の前に5人の方が登壇しております。重複することがいっぱいあります。同じことになりませんが、通告をしている関係でご容赦を賜りたいと思います。

①町政懇談会が去る10月24日から始まり、11月11日まで9か所で開催されました。風力発電に対する町民の声はどのようなものだったのか。

②再生可能エネルギーに関する講演会が去る11月7日に開催されました。これに対する町民の反応はどのようなものだったのか。

③町当局では、去る11月24日、25日と、つがる市のウインドファームつがると中泊町の中里風力発電所を視察しました。この視察から得られたものは何だったのか。

④町政懇談会と再生可能エネルギーに関する講演会及びウインドファームつがる、中里風力発電所の視察を経て、今後の町の対応をどのように考えているか、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、沼田議員から風力発電に対する今後の町の対応についてということで、4点ご質問いただきましたので、これまでの答弁と重複するところも多々ありますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の質問の町政懇談会についてでありますけれども、風力発電に対する町の姿勢、保安林の解除、環境保全など、風力発電に関するご質問が多くありました。また、ご心配の声もありました。推進すべきというお声もありました。町民の皆様の風力発電に対する関心が高まっているということを感じたところであります。

次に、2つ目の再生可能エネルギーに関する講演会についてでありますけれども、これまで事業者による説明会が行われてきましたが、町として町民の皆様へ再エネに関して正しく理解を深めていただくため、東京大学名誉教授の荒川忠一先生お招きし、講演していただきました。当日は町内外から約140名の方にお越しいただきました。

最初の質問への答弁でもお話ししましたが、地域住民の皆様に関心が高まっていると感じております。また、風力発電事業に対する説明不足や、環境、健康被害など不安要素がまだまだ解消されていないと感じております。参加者からの質問に対しまして、荒川先生は専門的な知見を持って、風力発電事業におけるメリット・デメリット、あるいは事業を進めていく際には事業者と地域住民の理解、コンセンサス、こういったことが重要であるというお話もいただきました。適切にお答えいただいたと思っております。

次に、3点目の視察についてでございますが、新しく稼動したものであり、また大型であり、そして最新の機種であるということ、また中泊町につきましては山の尾根への設置が行われている、そして住宅までの距離が1キロ程度といったことで、加美町を含む地域で計画されている風力発電事業の参考になると考えまして、青森県つがる市のウインドファームつがると青森

県中泊町の中里風力発電を視察してまいりました。

ウインドファームつがるは、メロンの農地などが広がる津軽平野に3,200キロワットの風力発電機が38基設置されており、陸上風力発電では国内最大規模の発電所となっております。高さは2種類ありまして、大きいほうでハブの高さが98メートル、ブレードの長さが50メートル、最大の高さが150メートルの風力発電機でありました。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、つがる市農協自治会連合会、事業者などにより構成される協議会がありまして、お互いのメリットを生かすために協議をし、法に基づき計画が認定されています。

風力発電機の音につきまして、つがる市の担当者は「反対はなく、共存できている」と、地元の自治会長は「地域での苦情や反対は全くなく、地域に対するメリットが大きい」と、風車の下で、農地ですから通常営農行為をしているわけでありましてけれども、農業している生産者の方は「風車がある景色が生活の一部となって、大変気持ちよく仕事をしている。騒音等の煩わしさというのは全く感じていない」ということでもございました。

また、中里風力発電所は、国有林の尾根沿いに3,600キロワットの風力発電機が13基設置されております。ハブの高さは116.5メートル、ブレードの長さが57メートル、最大高さが175メートルの風力発電機でありました。この発電機は、現在、加美町で計画しておりますJRE、今建設中ですが、同じ機種でございます。

中泊町の町長は、「風は地域の資源であり、黙っていればただ通り過ぎるだけだが、風車を建てればお金が入る」とお話をしておりました。人口減少が進む中、売電収入を持続可能な地域づくりに活用するため、事業者と協定を締結しているということでもございました。

地元の部分林組合長を務めている、この方は町議会の副議長もなさっておりますけれども、この方からは「風力発電事業で整備した管理用道路を林産業にも使わせてもらっており、計画当初から反対もなく、騒音も問題ない。助かっている」とおっしゃっておりました。

風力発電機の音につきましては、いずれの事業も、真下ではブレードが回る音やモーター音が聞こえますけれども、ほとんど苦にならない音でもございました。うるさいと感じる音ではありませんでした。1キロ程度離れた場所では風車の音は全く聞こえませんでした。

視察によって得られたことといたしまして、地域にある風という資源を生かし、自治体においては発電から得られる収入等を活用して地域貢献につながる取組を行っているということ、そのことを住民が理解しているということ、そして地元の方々と意見交換したことで風力発電施設がその地域の一部として認められ、共生できているということを確認いたしました。発電

事業者が積極的に地域振興のため地元の方々に寄り添い、支援活動を行っていることなどについて実際に見聞きすることができ、大変貴重な機会だったと実感しております。まさに百聞は一見にしかずということだと思っております。

最後のご質問、町政懇談会、講演会や現地視察を経ての町の今後の対応というご質問にお答えをしたいと思います。

町としまして、引き続き地域住民の皆様の風力発電事業への不安解消に努めていくことが大事だと思っておりますので、今後とも研修会等を開催してまいりたいと思っております。また、事業者がしっかりと説明責任を果たし、地域住民との信頼関係を構築していくということが大事でありますので、引き続き事業者に対して指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

また、地域住民が先入観にとらわれず、全てを拒否するという姿勢ではなくて、先入観にとらわれずに、共に話し合いの場を持つということが非常に重要だと私は思っております。そのために、町として、例えば話し合いの際、中立的な立場でコーディネートする方のご紹介、派遣なども含めて、地域がしっかりと冷静になって、地域のために何がいいのか、何が問題点なのか、話し合う機会をつくっていくことが何よりも重要だろうと思っております。そういった支援もしてまいりたいと思っております。

以上、ご質問にお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 沼田雄哉君。

○11番（沼田雄哉君） 私が登壇してからの時間が約33分、実はこの風力で20分から30分、時間を要するだろうなと思ったんですけども、私の前に登壇された5人の方、この中で全て私の準備してきたことが出てしまいました。同じことになりますので、再質問はなしにしたいと思います。最後に私の考えを述べて終わりたいと思います。

風力発電事業に対する許認可権、これは町にはありません。町は意見を述べる立場でありませぬ。しかしながら、この状況を分からない町民の方が多くいるようです。現在、電力の需給が逼迫している中で、再生可能エネルギーの取組は必要だと思います。事業者の方々に言いたいことは、風力発電事業を進めるに当たって、地域住民の理解を得て進めていくようお願いを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、11番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。10時50分まで。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告12番、3番柳川文俊君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔3番 柳川文俊君 登壇〕

○3番（柳川文俊君） 昨日の満月ですけれども、今年最後の満月が見られるということで、しばし澄み切った、満月というんですか、それを見られて、とてもよかったですと思います。

それでは、3か件通告しましたので、順を追って質問したいと思います。

まず、大きい見出しの1番、旧賀美石幼稚園の利活用（跡地活用を含む）と、これの地域運営組織について。

①園舎利活用の方針決定のプロセスと今後のスケジュールについてお伺いします。

②先端技術を活用した事業の展開により、宮崎東部地区の振興にどのようにつなげていくのか。

③地域課題解決に向けた取組を持続的に実践するための地域運営組織であります。旭地区の課題は何か。また、今般、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会が運営母体となり、旧旭小学校を拠点に活動していくための企画提案書が町に提出されましたが、事業の内容と実施時期、それから、提案を受けての町の対応をお伺いします。また、何年先を目標に、目指す地区の姿をどのように描いているか、これをお伺いします。

④旭地区をモデルとして自主的な活動に取り組んでいる鹿原地区の進捗状況、また今後の地域運営組織の候補地をどのように考えているか。

以上4点について、町長の考えをお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 柳川議員におかれましては、お母様のご逝去されたとお聞きいたしました。にもかかわらずご登壇されておりますことに心から敬意を表するとともに、お母様のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

それでは、柳川議員のご質問4点ございましたので、お答えをしていきたいと思っています。

旧賀美石幼稚園の利活用（跡地利用を含む）と地域の組織についてのご質問でありました。

初めに、園舎利活用の方針決定のプロセスと今後のスケジュールについてということで、お答えをさせていただきます。

旧賀美石幼稚園の園舎の利用につきまして、これまでの検討状況につきましては、今年5月20日、教育委員会において地区住民の方々に賀美石幼稚園廃園のご説明と廃園後の利活用に関する意見交換会を開催いたしました。この際、施設の利活用については特段のご意見、ご要望がなかったと聞いております。

このことから、加美町公有財産利活用検討委員会で定めた公有財産の利活用に関する基本方針に基づき検討を進めているところでございます。具体的なプロセスとしましては、8月8日に第1回公有財産利活用検討委員会を開催し、同施設を優先的に検討する公有財産に位置づけ、各課に対し利活用に関する要望や住民からの問合せ状況を照会いたしました。

その結果、ひと・しごと推進課からドローン技術を活用した民間企業による利活用の提案を受け、9月29日の第2回公有財産利活用検討委員会において、町が継続保有した上で、先端技術の活用により、社会課題の解決や子どもたちへの教育に資する提案を公募し、民間事業者に貸し付けることを決定いたしました。

この決定を受けて、11月10日、賀美石地区の方々を対象にした説明会を開催し、行政区長など16名に参加していただきました。参加した皆さんからは、若者の意見を聞きながら進めてほしい、騒音や安全面には十分配慮してほしいなどのご意見をいただきました。そういったことを踏まえ、事業者選定委員会の委員に賀美石小学校のPTA会長を加え、審査する際の評価項目には地域への貢献や周辺環境への安全配慮などの項目を設けたところです。

公募型プロポーザル実施については、事業者からの企画提案書の公募を12月1日から開始し、来年1月5日までの期間を設け、幅広く事業者からの提案を受け付け、4月には貸付けできるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の先端技術を活用した事業の展開により、宮崎東部地区の振興にどのようなようにつなげていくかというご質問であります。

旧賀美石幼稚園につきましては、施設の規模やアクセス面に加え、優良な農地が広がる中、小学校とも近接していること、実証事業などで地域と連携できることなど、周辺環境にも非常に恵まれた場所であると認識しております。このような好条件を生かして、1社の企業が独占して施設を使用するというのではなく、企業が企業を呼び込むことで多様な企業が賀美石に集まり、地域が抱える課題の解決に先端技術を活用し、便利で快適に暮らせる地域社会を実現してまいりたいと考えております。

3点目の地域課題解決に向けた取組を持続的に実践するための地域運営組織であるが、旭地区の課題は何かというご質問にお答えいたします。

今般、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会が運営母体となり、旧旭小学校を拠点に活動していくための企画提案書が町に提出されました。旭地区では、平成30年6月に旭地区地域運営組織が発足しまして、ワークショップやまち歩きなど様々な手法を活用して地域の現状と課題の把握を行っております。その中で、令和2年8月には準備委員会内の専門部会、旭のこれからを考える会が中心となり、中学生以上を対象とした全住民アンケートを実施いたしました。その結果、鳥獣害、除雪、買物、通院、草刈りなど軽作業が困り事の上位であることが分かりました。この結果を踏まえ、令和3年4月、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会が地域運営組織としてスタートするに当たり、協議会内の部門会議の一つとして有償ボランティアに取り組む、一日家族応援隊が組織されました。一日家族応援隊は、今年度より買物支援を含めたバスツアーの実証や除雪などのボランティアなど、地域課題解決のための活動を始めたところです。

旧旭小学校の利活用につきましては、協議会内の若者の専門部会、専門会議、旭プロジェクトが中心となり、5年間にわたり検討を重ねていただきました。今年8月、旭小学校跡地等利活用に関する提案書を提出していただきました。提案については、地域づくりセンターとしてこれまで同様に地域活動の拠点とすることに加え、食育、体験、交流、貸出し、憩いの場、展示の6つの機能を備え、地域内外の交流が生まれる施設としたいという内容でした。新施設での事業案としては、農業体験をはじめ地域資源を活用した体験メニューの提供、マルシェや収穫祭などのイベント企画が盛り込まれております。

この提案を受けて、町では9月29日に加美町立旭小学校跡地等利活用検討委員会を開催し、協議会からの提案を生かす形で施設の改修を含めた利活用計画の策定を進めているところであります。

両協議会では、地域運営組織設立時にビジョンとともに3年間の地区計画を策定しております。概要としては、「地域の人たちみんなが笑顔」をスローガンに5つの将来像を掲げ、それぞれの将来像の実現に向けた事業を各部門会議が分担し実行する形で取組を進めています。

その中で、旭の歴史を継承し地域内外への発信、旭の魅力を高め魅力ある地域づくりを目指す2つの将来像の実現に向けては、若い方々で構成しております旭プロジェクトが中心となり、旭小学校利活用を含む地域活性化事業を行っております。

地区計画では令和5年度が最終年度であり、利活用案の取りまとめと利活用後の新施設で実施する事業の試行を行い、企画を具体化させることを到達点として設定をしております。新たな施設の稼働につきましては令和6年度を目標として進めております。しかしながら、コロナ

などの影響もありますので、事業の執行と具体化が難しかった部分もあるようであります。

今後とも引き続き事業の執行を町としては支援をし、協議会が掲げる、地域の人たちみんなが笑顔というスローガンを体現できる施設となるように、令和6年度を目標に、旭地区皆さんと連携を図りながら、跡地利用、そして利用計画を策定してまいりたいと考えております。

最後、4点目の鹿原地区についてであります。鹿原地区では本年4月に鹿原地区コミュニティ推進協議会内の組織として、30代から40代の若者を中心とした30名から構成される鹿原地区地域運営組織準備委員会が発足いたしました。準備委員会はこれまで4回開催され、ワークショップやまち歩きを通して地域の現状や課題を出し合ったほか、既存事業の棚卸しや今後実施したい活動について話し合いを行っています。また、現在、中学生以上の全住民を対象としたアンケートを実施しており、その結果を反映した地域づくり計画を今年度中に策定する予定と伺っております。来年度は、計画を実行するための組織づくりと地域内の合意形成を行い、令和6年度中の地域運営組織化を目指し、準備を進めているところです。

加美町の特徴として、小学校区単位の6地区にコミュニティ推進協議会が存続し、地域の社会教育及びコミュニティ活動の拠点である地区公民館の指定管理を受託しているという状況があります。コミュニティ推進協議会は、行政区をはじめ地域内の団体が参画する地域の代表的な組織であります。よって、それを土台に地域の現状と課題の把握、ビジョンと地域づくり計画を策定し、計画の実行体制の整備等が行われれば、地域運営組織化は比較的容易であると考えております。まずは当協議会が存続する地域から取組を進めてまいりたいと思っております。

ただし、コロナ禍の影響もありまして、なかなか地域の皆さんに対して、地域の組織とは何か、この地域に必要なものは何かという根本的な問題を考え、話し合う機会が十分に設けられていないというのが現状であります。

そこで、町としましては、地域運営組織を含めたまちづくり活動支援について行動計画を策定し、その説明を含めた話し合いの場の創出に向け、取組を現在進めているところであります。

以上4点について答弁をさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。ただいま詳細にわたり説明していただきましたけれども、旧賀美石幼稚園の利活用については、廃園後、とにかく間髪を入れずに施設の活用方針が示されました。まさにスピード感を持って対応していただいたことに対しまして、敬意を表するものであります。

これを踏まえて再質問したいと思います。

振り返ってみますと、先ほど町長からもお話がありましたように、今年5月と11月の2回に分けて地元賀美石地区民を対象に説明会が開かれたわけですが、跡地活用の基本方針をテーマとした11月の説明会では地区民からどのような要望等があったのか、またどういった感触を持たれたのかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） おはようございます。ひと・しごと推進課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

11月10日に賀美石地区で開催をさせていただきました住民説明会で地域の皆さんからいただいたご要望等々についてお話をさせていただきます。

まずは町の施設として存続させるということのお話をさせていただきましたので、貸し出す際にどういった改修等々、あるいはどういった状態でお渡しするのかというご質問がございました。あとは、公募をさせていただきたいというお話を説明させていただきましたので、実際にどれぐらいの会社から興味を持っているという形の事前相談等があったものかというご質問もございました。あとは、ドローンというお話もさせていただいておりましたので、周辺には民家もございます。そして学校もございます。そういった地域の周辺住民の方々ですとか学校等、そういったところに影響が及ばないように安全面に十分配慮してほしい、そういったご意見も頂戴してございます。また、DX関連というところのお話もさせていただいておりますので、ドローン以外にどういったDXを推進するための企業があるんでしょうかというご質問もございました。あとは、公募という形を取るに当たりまして、不動産会社等々そういったところの問合せがあったのかどうか、あるいはそういった事業者を活用して広く公募してはどうかというご要望もいただいております。そして、公募という形もいいんですけども、ぜひ若い方々の意見を聞きながら利活用に向けて進めていただきたいというご要望をいただいております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 私は2回とも説明会に同席させていただきましたけれども、先ほど町長は選定委員会の中に地区の若い人たちを、若い人たちの意見も聞いてやっていくというお話がありましたけれども、この説明会に若い人たちがほとんど出席しなかったんですね、これが一つ、私は残念に思いました。

それで、今回の園舎の利活用について町から基本方針が示されたことで、再び施設に新しい命が注がれて、元のにぎわいのある賀美石地区に生まれ変わることに大きな期待を寄せられて

いるということは申し上げるまでもありません。

それから、決定した町の方針に異論を挟む気持ちは毛頭ありませんけれども、今回の利活用に係る基本方針の策定に当たっては、先ほどのお話にもありましたとおり、公有財産利活用検討委員会の中でいろいろと議論されておりますが、提案がひと・しごと推進課のみで、できれば、私の希望とすれば、農業委員会とか福祉関係などからも提案が出てほしかったなど、これは私の率直な感想で、大変残念でなりません。

この利活用の関係で、仕事と学びが集う施設をコンセプトに、跡地を民間活力を活用した地域におけるDX推進の施設と位置づけてサテライトオフィスとして利用していくとして、来年稼働を目指して事業者を募集するというにしておりますが、問題は、進出してくる事業者と地元賀美石地区との関わり、それから地域と密着した事業を展開していくためには、私は雇用創出も大事なポイントだと思うんですが、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

ただいま柳川議員からお話があったとおり、地域との密着、連携、そういったところは非常に重要になってくるかと思えます。そうした中で、進出していただいた事業者が真摯に地域の課題にまず向き合っていて、事業者がお持ちになっている技術力、農業面ですとか教育面ですとか、そういったところに十分力を発揮していただいて、事業を継続して続けていくことで、ご質問にもございました雇用の創出、事業が安定して、企業が定着することで雇用の創出というところに非常に大きくつながってくるものだと当課でも考えてございます。そういったところは、進出してくる事業者だけの動きでは、そういった地域連携、最終的には雇用創出、そして永続的に事業を継続していただくという形につながるわけではございませんので、当課といたしましても庁内の複数の事業課と連携を図らせていただきながら、進出していただいた事業者が永続的に事業を継続していただいて、地域の課題を解決し、そして雇用創出につなげていただく、そういったところの橋渡し役として支援を継続してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君）　柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君）　ありがとうございます。

社会がデジタル化一色となりつつある中で、私自身思っているのは、正直なところ、なかなか先が見えてこない、イメージできないんですよ。こういったことは私だけ、このように感じているのは私だけじゃないんじゃないかなと私は受け止めております。

賀美石地区の現状につきましては、今年の6月定例会で取り上げましたけれども、最近、小学校前にある農協の建物が壊され、更地となりましたし、ATMも使えなくなりました。JAの役員に聞いたところ、今のところ利用の予定はないということですが、ますます寂れる一方におかれた状況というのは極めて厳しい状況があるのではないかなと思っています。

そういった状況の中で、今回の町が示された方針に対して、地元の人たちから大きな関心が寄せられていることも事実だと思います。町長、この点をどのように受け止めていらっしゃるか、感想をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 地域課題を解決していくということが非常に重要であります、言わずもがなでありますけれども。その中で、やはりDX等を活用した最新の技術、こういったものを活用して地域課題を解決していくという視点が非常に重要だと思っています。

特に農業分野、スマート農業と言われてはいますが、スマート農業を推進する上でドローンが果たす役割、これは大変大きなものがあると思っています。ドローン関連の企業が、最初はサテライトオフィスですから小さなステップから始まると思いますが、地域に根差して、地域を実証事業の場として、農業の省力化、生産性の向上等に寄与できるということが望ましいと思っていますし、また子どもたちが非常にドローンに関心を持っていますね。プログラミングを学ぶ上で、ドローンを通して学ぶというのは非常に私は有効な手法だと思っています。これからの子どもたち、デジタル技術抜きには仕事に就けないだろうし、暮らしていけない、そんな時代がすぐ目の前まで来ているわけですから、子どもたちの教育にも資するものだと思っています。

町としましては、まだまだ皆さんはDXと言われてもピンと来ない点があると思いますけれども、いわゆる先端技術を生かして地域の課題を解決していく、先端技術を生かして地域を豊かにしていく、人々の暮らしを豊かにしていく、それがDXでございますので、そういった先端技術を取り入れた地域の活性化に皆さんのご理解をいただきながら、皆さんのご期待にお応えできるように進めてまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

本年8月に、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会の鎌田会長から町に対しまして旭小学校跡地等活用に関する提案書が提出されましたけれども、町長、この提案書を受け取ってどのよ

うな感想を持たれたかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほどもお話ししましたように、5年かけて旭プロジェクト、若い方々が練った案でございますので、私は本当に、コロナの影響でなかなか集まれなかったときもあったと聞いておりますけれども、また予定していた事業が実施できなかったということもあったようでありまして、本当に皆さん頑張ってこういった提案書をお作りになったということで、敬意を表したいと、そういった思いでありましたし、またその提案を実現できるように町としてもしっかりと支援していかなくちゃならないなという思いで受け止めさせていただきました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。大変前向きな答弁をいただきました。提案されたものが実現できるように支援していただくということで、大変力強く感じました。

それで、先ほどからもお話がありますように、旭プロジェクトの人たちが中心となって数年かけてまとめたもの、この提案書ですけれども、このプロジェクトのリーダーを務めたタカハシ設計士さんからお話を聞いてきましたので、紹介したいと思います。今回の提案書を作成するに当たっては、地区民はじめみんなが立ち寄れるコミュニティの場をつくりたかった。せっかくいい建物、これは学校施設ですけれども、建物はあるし、子どもたちを含めて地区民にとって思い出はたくさんあるし、将来残していきたい。それから、旭地区のいいところは、何といても人と人のつながりが強いこと、みんなは自然がいっぱいあることが旭地区の魅力と言いますが、付き合っていくとよい人たちばかりであると。学校施設内にはお母さん方の意見も取り入れ、子どもたちの遊べるスペースも確保したし、それから漬物作りも先輩たちから教わり、販売につなげていきたいと。さらにタカハシさんからは、旭小学校の活用は固まったんですが、問題はこのような施設があることを町内外にどうやって発信し、知ってもらうか、今検討しているということでした。

それから、地区コミュニティ推進協の鎌田会長なんですが、提案どおりいくかどうか分からないが、一つ一つ着実にやっていきたいと、このように話しておりました。先月、同地区で収穫祭がありましたけれども、鹿原地区からの参加者も含めて町内外から120人も集まったと、いろいろな催しで大変にぎわったということを知りました。

私の認識からすれば、旭地区の団結心の強さというのは今に始まったことじゃないんですね。5つの行政区がありますけれども、この行政区の垣根を払って1つの地区として綿々と続いて

いるわけで、それがまちづくりの大きな原動力になっているということで、私は大変頼もしさを感じた次第であります。

冒頭、地域運営組織は地域課題を解決するためにその取組を継続的に実践するための組織であるというお話を承りましたが、本年6月の私の一般質問の中で、町長は地域運営組織の基本的な考え方についてこのように答弁されています。「なぜ今、加美町が地域運営組織を各地区に設立しているか。地域に住んでいる方々とか組織が一丸となり、地域の課題を見出し、どうやって解決していくかをみんなで考え、取り組んでいく。町としては、時間がかかっても各地域に小学校単位を基本に地域運営組織をつくっていく。ぜひ賀美石地区でも立ち上げて、一緒になって地域づくりをやっていきたい」と、このようにお話しされております。

現在、町内には、先ほど町長からもお話がありましたけれども、広原、鳴瀬、西部、これは西小野田、それから中野原、宮崎西部、これは旭地区になりますが、賀美石の3つの地区に地域コミュニティ推進協議会があります。このうち宮崎西部は、旭地区ですね、これは既に立ち上げて活動しておりますし、旭地区は準備委員会を立ち上げたということでもあります。

今後、賀美石地区が幼稚園施設を拠点に事業を展開することによって振興が図られるとした場合に、同地区への地域運営組織の立ち上げは必要ないと理解しているのか、それとも町長が答弁したとおりの方針に変わりがないのか、この辺を確認しておきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君）　ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君）　ひと・しごと推進課長でございます。

今回、賀美石地区の幼稚園の利活用につきましては、先ほど来お話をさせていただいたとおり、あくまでもDX、新しい先端技術を活用して地域の課題を解決するというような切り口で活用させていただくことになってございます。

今ご質問がございました地域運営組織、確かに同じように地域課題の解決を担っていただく組織ではございますが、そちらは別物という形で、地域運営組織につきましては、地域が抱えております課題に関しまして、地域の皆さんで話し合っただきながら課題解決に向けた取組を進めていただく。特に1つの行政区の中だけでは担い切れないような、そういった事業ですとか活動ですとか、そういったものを行政区の枠組みを超えて皆さんで話し合いを進めていただきながら課題を出し合っ、その解決に向けた取組の計画をつくっていただくという形になるのが地域運営組織となりますので、今回の賀美石地区の幼稚園の跡地利用に関する地域課題の解決、それはそれといたしまして、また地域運営組織の設立に向けましては、町でも地域に入らせていただきながら課題の把握に努めて、地域運営組織の設立に向けた準備あるいは意見

交換につきましてはこれまで同様引き続き継続させていただきながら支援をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

旭地区の成功事例というのが今後立ち上げ予定の地域運営組織にいい意味での刺激となるためにも、先進モデル地区としてぜひ成功するように私は大きな期待を込めて、次の質問に進みたいと思います。

大きい見出しの2番目、こども家庭庁創設による町の対応と今後の子育て支援策について。

まず1点目、国においては令和5年度にこども政策の司令塔となるこども家庭庁が設置されますが、想定される町への影響と、どのような取組が求められるのかお伺いします。

2点目、令和3年の宮城県の合計特殊出生率は1.15、全国で2番目に低い数値となっております。加美町の出生率は県下ではどの位置にランクされ、分析されているか。

3点目、これまで取り組んできた町の子育て支援の内容と成果についてお伺いします。

4点目、令和5年度の予算編成方針において、第2次加美町総合計画、笑顔幸福プランの施策のうち、人口減少対策を最重要課題として重点的に取り組もうとしておりますが、具体策は何か。また、分散している子どもへの支援策をまとめるためにも、現体制、子育て支援室になりますが、これを強化すべきと思います。

以上4点についてお答え願います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、こども家庭庁創設による町の対応と子育て支援策ということで、4点ご質問いただきましたので、お答えいたします。

初めに、こども家庭庁について簡単にご説明申し上げますが、こども家庭庁は、こどもまんなか社会を目指す、いわゆるチルドレンファーストということでしょう。そのため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組と政策を国の真ん中に据えて、子どもの視点で子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするための新たな司令塔として創設されたものでございます。

こども家庭庁の内部組織は、3部門に分かれております。1つは企画立案・総合調整部門、2つ目に成育部門、3つ目に支援部門であります。企画立案・総合調整部門では、子どもや子育て当事者の視点に立った政策の企画立案、総合調整を、そして成育部門では、妊娠・出産の支援、母子保健、成育、医療、就学前の全ての子どもの育ち、全ての子どもの居場所づくり、

そして3つ目の支援部門では、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する切れ目のない包括支援、子どもの貧困対策やひとり親家庭、障がい児の支援を行うと、こども政策を強力に進めるということになっております。

次に、こども家庭庁の創設による町への影響、そして取組についてのご質問であります。こども家庭庁は、年齢や制度の壁を克服した、切れ目ない包括的支援を提唱しております。これまで厚労省管轄であった妊娠相談や支援、妊産婦支援や母子保健、未熟園児の子育て支援や保育所関係はこども家庭庁に、内閣府管轄であった児童手当もこども家庭庁に移管することになっております。

こども家庭庁になったことによる町への影響でございますが、町としましては、現在の子育て世帯包括支援センターとして妊娠期から子育て期間にわたり切れ目ない支援の充実を図ってまいります。また、新しい事業として、一時的に家庭で養育が困難になった場合に里親へショートステイする子育て短期支援事業により、困難な状況にある子どもを支援する、また産後の身体的回復と心理的安定を支援する産後ケア事業の受入れ病院を拡充するなどして妊産婦を支援してまいりたいと考えております。

また、2点目の出生率についてのご質問であります。加美町の出生率については、宮城県の保健福祉部より公表されている人口動態統計の概況によりご説明をいたします。

加美町は、令和元年度4.89‰で県内では24位、かなり低いですね。さらに令和2年度4.13‰、県内で29位、令和3年度は3.8‰で同じく県内29位で推移しております。宮城県全体では令和元年度が6.5‰、令和2年度が6.4‰、令和3年度は6.1‰と、県全体の出生率も低下しておりますし、加美町も同様の状況になっているということでございます。

令和3年度の出生数の減少については、新型コロナウイルス感染症の流行により、妊娠、出産の不安から出産を控えたことが影響していると思われれます。また、妊娠・出産可能な年齢であります15歳から49歳の女性の数の減少、こちらも影響していると思っております。2010年から1,000人、この年齢層が減少しております。また、晩婚化の傾向も出生数に影響していると思われれます。少子化や核家族化、地域とのつながりが希薄になっていることにより、妊娠、出産や子育てに対する不安や負担を抱える方もおり、不安軽減が図られるよう、妊娠期からの切れ目のない支援についてさらに体制を充実してまいりたいと考えております。

3点目ですが、これまで取り組んできた成果ということでございますけれども、健診相談の場面では、妊娠中の準備、産後の子育てサポートやお母さんの身体ケアなど様々な悩みや不安を解消するための教室や相談を開催しております。子育て中のお母さんからは、相談し

やすくなった、不安の解消へつながったといったご意見をいただいております。

乳児期、学童期には、障がい等の早期支援のため、発達検査を実施し、子どもと保護者の支援を行っています。また、常時、子育ての悩みを抱えている保護者や虐待が疑われる家庭と連絡を取り合いながら、関係の構築に努めております。

助成事業については、子育て応援祝い金として、第1子、第2子に2万円の商品券、第3子以降には5万円の商品券と5万円の現金を支給しております。また、3歳未満児の保育料について、町では国の基準や県の他の市町村よりも低額に設定をしております。なお、3歳以上児は無料ということになっております。また、今年度は、ゼロ歳から高校3年生を対象として図書カードを配付し、新型コロナウイルス感染症流行、物価高騰により外出を控えざるを得ない状況の子育て世帯に大変喜ばれております。ゼロ歳から中学2年生までは5,000円、中学3年生から高校3年生までは1万円を支給したところです。

保護者支援としては、放課後児童クラブで学童保育対応ICTシステム、CoDMON（コドモン）を導入しております。入退室管理や災害時の安否確認など、保護者との連絡ができるようになり、保護者からも安心して預けられるという声が多く聞かれております。また、子育てアプリ、かみ～モを9月より導入し、育児に関するアドバイスの提供など、育児や仕事で忙しいお父さん、お母さんが利用しやすい機能の充実を図っております。現在150名がかみ～モに登録をいただいております。

4点目の人口対策、また分散している子どもへの支援策をまとめるためにも現体制を強化すべきというご質問、ご提案でありました。

移住定住の分野では、実効性のある施策としてファミリー住ま居る（スマイル）住宅取得補助事業を実施しております。現在は、新婚・子育て世帯や移住者の土地とマイホーム取得に加え、Uターン世帯が親と同居する際の増改修にも活用できるよう支援の幅を広げております。

また、令和3年度からは、人口減少が著しい20代の若者の移住定住促進策としまして、ターゲット20と称した4つの事業を実施しております。ふるさと就職奨励補助金、さらには結婚新生活支援補助金、若年者移住促進家賃補助金、そして奨学金返済支援補助金といった4つにも取り組んでおりまして、申請も大分来ているところであります。

さらに、子育て世帯をターゲットとした移住セミナー、そして現地ツアーなども開催しております。引き続き自然豊かな生活環境と各種支援策のPRを行いながら、移住定住の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、今後とも子どもを取り巻く環境を改善するため、関係機関と連携をして取り組んでま

いたいと考えております。あとは再質問に対してお答えさせていただきますので、よろしく
お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

先般、町政懇談会が開催されましたけれども、町からの説明の中でショックを受けたことが
1つあったんです。それは、園児数とか児童数の減少で、認定こども園とか小学校の再編計画
が打ち出されたということでありまして、加速する超少子化の実態を目の当たりにしまして、こ
のまま減少傾向が続いたら町はどうなるんだろうと、大きな衝撃とともに不安がよぎった次第
であります。

ちょっと確認なんです、加美町の合計特殊出生率、私、聞き逃したかもしれませんが、再
度説明願います。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） 子育て支援室長でございます。

ただいま加美町の合計特殊出生率ということでご質問いただきました。先ほど町長からの答
弁では出生率についてお答えさせていただきました。

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性が一生のうちに産むと言われる子どもの数で
ございますが、本町においては10年前の平成23年度ですと1.38ございました。昨年度、令和3年
度、ついに1を割り込みまして0.97でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ここまで低下するとは私も想像してなかったんですけれども、新聞報道
では宮城県の出生率は、これは合計特殊出生率ですけども、6年連続で全国ワースト第2位、
第1位は東京都の1.08。合計特殊出生率というのは指標であって、2.0以上でないと人口は増
加しないと。生まれた子どもが亡くなることを含めまして、例えば2.05とか2.08ないとかな
か人口が増えていかないということを以前から聞かされて認識しております。

加美町は、合併以降から昨年までに生まれた赤ちゃんの数を調べたところ18年間で2,552人、
平均すると年間142人、合併時は平均を上回っていた出生数、204人いましたけれども、昨年は
81人と半減してしまっただけですね。大変、事態は深刻化しているのかなと感じています。

それとともに、この問題については大変デリケートでありまして、私はこれ以上深く掘り下
げるつもりはありませんけれども、結婚から子育てまでの一連の流れの中で、やはり町として、
産み育てやすい環境づくり、そのためには対策の強化、支援を切れ目なく継続していく必要が

あるのではないかなど、そのように思っております。

それから、来年度の予算編成方針について、人口減少対策を最優先課題として何よりも優先的、重点的に取り組むこととしておりますけれども、具体策をいつまでに取りまとめる考えがあるのか、まず1点目。

それから、先ほど子育て支援策等について説明ありましたが、ハード・ソフトを含めこれまで様々な事業を展開して多くの成果を上げてきたことは承知しておりますけれども、一方で、先ほど申しあげましたように、出生率にうかがえるように依然として少子化に歯止めがかかっておりません。極めて深刻な状態にあると受け止めておりますし、これは加美町だけの現象ではないんですね。ほかの自治体も共通した喫緊の課題でありまして、こども家庭庁ができたからといってすぐに事態が好転するとは思っておりませんが、今後、財源の問題を含めまして抜本的な対策が必要ではないかなどと思いますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにこの人口減少問題、最優先課題だと思っております。

コロナの影響というのが非常に大きいわけですし、コロナが蔓延してから100人を割るようになっております。結婚も控える、あるいは出産も控えるということが今の数字になっていると思っております。これといった解決策がすぐあるというわけではありませんけれども、これまでの子育て支援策を継続する、あるいは充実していく、こういったことが大事だろうと思っております。

予算編成の中で、こういった形で支援策を充実していくか、また組織をどうしていくかということも含めて検討し、そして皆さん方にお示しをしたいと思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 少子化の問題は一朝一夕に結果が出るものではありませんけれども、将来を展望したとき、やはり実効性のある対策が求められるというのは申し上げるまでもありません。

最後に1点だけ。子育て支援室の事務室が大変手狭で、事務に支障を来しているのではないかなどと思いますが、状況はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（鎌田 征君） ご質問ありがとうございます。

実際、子育て支援室の事務室、先々日、みんなで測りましたら39平米ということでございました。事務室の望ましい1人当たりの面積というのが約3坪だというお話がありまして、ざっ

と見ましても今の面積の4倍近くは欲しいのかなという思いはしてございます。

子育て支援室においては、保育所、こども園の入園事務をはじめ各種児童手当、児童扶養手当等の相談、申請もございます。また、さきに町長からお話があったように、子育て世代包括支援センターとして、妊娠、出産、子育て全般の相談窓口もありますが、十分な相談スペースが現在確保できておりません。事務室の狭さは職員が我慢すれば何とかなるんですが、お子さん連れの相談が大変厳しく、ご不便をかけているなど日々痛感しておりました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ただいまから室長からお話があったように、職員の皆さんは本当によくやっていると思います。室長から状況等お話がありましたけれども、町長、この事務室の改修とか、ぜひ整備していただくことを私からも強くお願いしたいと思います。

それで、次の質問に進みたいと思います。

大きい見出しの3点目、災害復旧の見通しについて、7月半ばの記録的豪雨により被災した農地や道路などの復旧状況について、以下の点についてお伺いします。

1点目、補助対象外の小規模な農地災害の支援について、現時点での申請状況と支援額。

2点目、災害協定を結んでいる加美町建親会の復旧状況。

3点目、補助対象となる道路災害について、既に国の災害査定事務が完了していると思いますが、町内で唯一通行止めとなっている町道鳥屋ヶ崎孫沢線の復旧までのスケジュールについてお伺いします。

4点目、災害発生から5か月ほど経過しましたが、次の災害に生かすための検証作業は行われたのか。以上4点についてお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、災害復旧の見通しについて4点ご質問ありましたので、お答えいたします。

まず、農地の災害復旧支援につきましてですが、1つ目は、受益者等から町へ依頼を受け、町の工事として災害復旧を実施しております。現在16件の申請があります。復旧工事を完了もしくは進めているところでありますけれども、事業費は約800万円、負担金の約390万円を差し引いた410万円を町が支援している状況であります。

なお、件数の問合せでありますけれども、被災規模により負担金の関係で見合わせるという方もございます。

2つ目に、受益者自らが災害復旧を実施するものに対する助成支援でありますけれども、10

月末現在で24件の申請があります。重機借上げ及び資材支給等で約210万円の支援を行っております。ほかにも申請が多くありまして、現在処理を進めているところでございます。

現在復旧に至っていない農地等については、春の耕作時期まで復旧できるよう支援を継続していく予定にしております。

2点目の災害協定を結んでいる加美町建親会の復旧状況ということでありますけれども、建親会に依頼しています応急復旧工事の件数は現時点で103件、そのうち89件の完了報告を受けております。

なお、現場作業は終わっているものの、完了や精算の報告が出されていない箇所も若干見受けられますので、実際の完了箇所というのはもう少し多いだろうと思っています。

反面、山間部にある道路ののり面や道路排水施設の被災等で、最近になって確認できた被災箇所もございます。これから冬を迎えるため、完了にはもう少し時間を要するものと思っておりますけれども、早期完了に向けて努めてまいりたいと思います。

3点目の補助対象となる道路災害について、既に国の災害査定業務が完了していると思うが、町道鳥屋ヶ崎孫沢線の復旧までのスケジュールについてのご質問でありました。

この路線につきましては、宮城県第9次査定による実地検査を11月30日に受けております。12月2日までに査定手続を終えているところでございます。復旧につきましては、排水施設の周囲及び上部を補強土壁工法による保護を行い、その上部盛土表面を張り芝工で覆う計画としております。

今後のスケジュールにつきましては、今般の補正予算で歳入歳出予算の上程を行っております。宮城県からの内示の後、補助金交付申請を提出の上、工事発注手続を行うこととなります。町道鳥屋ヶ崎孫沢線は復旧事業規模が大きいものでありますので、契約に当たって議会承認が見込まれるため、令和5年の第1回定例会で上程したいと考えております。

施工期間につきましては、現場が集落内であることや、進入路があまり広くなく、大型車両での作業が難しいこと、そして資材調達を踏まえまして、6か月程度を見込んでいるところでありますが、早期完了に努めてまいりたいと考えております。

4点目、災害に対する検証作業は行われたのかというご質問であります。町では7月13日と15日からの大雨による災害対応等について検証いたしまして、今後の災害対策につなげていくため、11月9日に令和4年7月大雨の災害対応等に係る検証会議を開催しております。

検証会議では、初動対応、住民の避難、災害廃棄物の処理など被災者への各種支援、公共土木施設等の復旧、災害対応を行うための庁内体制の6つの項目ごとに、関係部署において対応

した点や課題及び改善の方向性について検証を行っております。

また、検証会議の内容については、次の災害に備えるため、職員が使用するパソコンのグループウェアを通じて全職員で共有を図っております。

以上4点についてお答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） ありがとうございます。

今年も除雪の時期になってきましたが、特に町道の被災箇所については建親会の皆さんとか直営での復旧作業が進んで、ほとんど支障なく作業ができるのではないかなと思っております。

私も先日、通行止めとなっている町道鳥屋ヶ崎孫沢線の状況を見てきたわけですが、以前から要望していた仮設の橋、これは設置されてなかったんです。大変検討されたと思いますけれども、今、町長からお話がありましたように、通行止めが一日も早く解消されますように復旧に全力を挙げていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、3番柳川文俊君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。13時まで。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告13番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） 一般質問を行いたいと思います。13番目ということで、トリを務めさせていただきます。時間が20分と限られた中で、要点をしっかりと質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、町長の議会に臨む姿勢と風力発電事業に対する議会答弁の再確認についてということで質問いたします。

議会は、町長をはじめとする執行機関と我々議会議員が、町の将来や事務の執行等に関して活発な議論を交わすことにより、町の発展、町民の幸せを実現する場であります。この議論を建設的なものにするためには、その基本となる発言に誤りがあってはなりません。

しかし、昨今の町長の議会答弁の議事録等を見ますと、誤った説明や矛盾、説明不足等が

多々見受けられます。このことは、我々議員や、これを視聴する町民への正しい判断を失わせ、ひいては議会軽視につながるのではないかと危惧するものであります。

そこで、以下のことについて伺います。

①町長の議会に臨む姿勢について。

②風力発電に対する議会答弁の再確認について。

以上、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 最後でございますので、昨日のムラサキのテレビ、ちょっとだけ触れさせていただきますけれども、宮城テレビで、加美町が取り組んでいるムラサキの取組、特集を組んで大変長い時間、放映していただきました。本当に多くの方々のご協力に基づきまして、何と6次化の実現が目前にまで迫っていて、ここまで来たなという感じがしております。関係者の方々に本当に感謝したいと思っておりますし、大いにムラサキを通して昨日の番組は加美町のPRに、イメージアップにつながったのではないかと考えています。

また、今日は2名の議員の方にムラサキのマスクをしていただきまして、本当にありがとうございます。私もマスクと、それからポケットチーフもムラサキのをしてまいりまして、大いにムラサキをPRして、6次産業化、ひいては農家所得の向上につなげていかなきゃならないだろうと思っております。テレビと同様の顔で最後まで答弁をしたいと思っております。

議員のご質問2点、風力に関係するものも含めて2点ありましたので、お答えさせていただきます。

まず、1つ目の議会に臨む姿勢ということでもありますけれども、これまでも誠心誠意、それからできるだけ、町民も聞いていますので、町民にも分かりやすく丁寧に説明することを心がけてまいりました。風力発電に関するご質問に対しましても、知り得る範囲内で正確な情報をお伝えしてきたつもりでありますけれども、もし誤った点があれば、これは訂正したいと思っております。また、再質問等で、どうしても手持ち資料がなく、説明不足であったということ、これは私のみならず、担当職員もそうでありますけれども、幹部職員もそうですけれども、これは会期中に回答、訂正させていただいておりますので、決して議会軽視をしているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

また、風力発電に対する議会答弁についてでございますけれども、風力発電につきましては、本町においては計画の休止1件を含む6つの事業計画が民間事業者により進められております。

その事業内容や健康被害の懸念の払拭、災害等の防止策等についての説明は、これは民間事業者が当然すべきだろうと認識をしています。このことについて、町はこれまで環境影響評価法に基づく町の役割等について、議会や町政懇談会において説明をしてきております。

取りあえず、以上、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ①ですけれども、町長の議会に臨む姿勢ということで、今、誠心誠意、丁寧に説明することを心がけているという答弁がありました。私、当然そうだと思いますし、そうであるべきだと思っています。おそらく議会軽視はしていないということだろうと思いますし、そう私も信じているところであります。

ただ、結果として、正確な情報とか丁寧な説明を誠心誠意されているんだろうかということに危惧しているところもございます。こういったことが見受けられましたので、あえてこういった質問をしたわけでありまして。

やはり人間ですから、間違いや誤解等々はあると思います。それを私は否定はしません。責めるつもりもありません。しかし、間違いだったら間違いだったということで訂正するなり謝るということが私は基本だと思うんです。そういった姿勢が町長は少し欠けているなど私は感じたものですから、こういった質問をさせていただいたところであります。このことについて、町長はどう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 誤りと気づけば議会中にこれは訂正させていただきます、ご指摘いただければですね。これまでもそうしてきたつもりでありますけれども、ご指摘いただければ、きちんと精査をしてこれは訂正をさせていただきますし、もちろん謝罪もさせていただきたいと思っていますので、これは何なりと、それは違うんじゃないかとお思いの場合はご指摘いただければと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 町長の率直な答弁がありましたけれども、そのようにしていただければ我々もいいんですよ。そうしないと、突っ張ってばかりいるとなかなか町長には親しみを持っていないなど思っているものですから、今答弁したようなことで議会に臨んでほしいと思います。

次に、風力発電事業に対する議会答弁の再確認についてということで伺いたいと思います。

今、議場でのやり取りは生配信されています。聞いている方々も少なくないかもしれません。しかし、多くの町民は議会広報などを読んで審議内容を知ることになると思います。ですが、

残念ながら広報等は発言を要約していますから、どんな発言がされているのかを詳しく知ることとはできません。そういったことで、私自身、これまでの町長の答弁の中でどうしても理解ができない、あるいは納得できないというところも多々ありました。また、反対あるいは疑念を抱いている町民の方々の思いというものも十分に分かるものですから、あえて確認をしたいということで質問をいたしたいと思います。

まず、昨日の伊藤由子議員の質問の中で、契約について質問がありました。町長は、反対する方の弁護士はこういうことに精通している弁護士ではないと話されておりますけれども、それでは町の顧問弁護士は環境問題等々に非常に精通している方なのでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 昨日私は、ないのではないのでしょうかと答えしました。これは環境問題ではないんですね、この契約書は。昨日申し上げましたように、これは東北の6行が連携したプロジェクトファイナンスによる融資に係る契約なんです。ですからこれはそれぞれの銀行、金融機関、投資会社の弁護士がいるわけですから、そういったことに精通している専門の弁護士がいますから、おそらくは経歴を見ますとこういったことに携わったことのない弁護士さんではないでしょうかと申し上げました。

当町の顧問弁護士、弁護団、様々な方がいらっしゃいますから、様々な分野、個人でというよりは事務所として対応しているわけですから、様々な得意分野の方々がいらっしゃるだろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 顧問弁護士はおそらく商法にもたけている方なのかなと推測しますが、ある程度環境問題とも関連しているので、リンクしているので、あえてそういった質問をさせていただきました。

どうしても私が疑問に思うのは、この契約は、町長は不利益ではないと、町にとって不利益ではないと断言されていますけれども、果たして本当にそうなのかなと非常に疑念を持っている議員もたくさんいますよ。町民もいます。本当にそうなんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

昨日の朝、私が説明させていただきましたが、その確認も含めまして。まず弁護士、顧問弁護士につきましては、風力発電とかそういったことがご専門ということではないかと認識をしてございまして、昨日の説明でも申し上げましたが、まず契約書の内容につきましては、当事

者同士の合意といいますか、お互いの認識が合っているかどうかというところが一番大事であるということでありまして、顧問弁護士につきましては契約書の内容に違法性があるかどうかを中心にいただいているということですので、よろしくお願いいたします。

また、この契約書が町に不利益ではないということにつきましては、これも昨日ご説明させていただきましたが、まず宮城加美町ウインドファーム事業、この事業の背景となります融資ですとか出資者ですとか、事業計画ですとかそういったものを総合的に見まして、まず事業の確実性といいますか、それが担保されているんだろうなというところで、それを基にしまして、各条項を事業者とお互いに確認したところ、特に町に不利益になるようなところはないのかという判断でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 内容に違法性がないかどうかということが主眼だと思いますけれども、それでは契約について、総務課長、債権をどのように解釈されていますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

本地上権、地役権に関する債務につきましては、その地代に相当する部分だと認識をしております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 債権について、もう少しある程度知識を持っていかないとこれは大変なことになると思いますよ。

昨日、議会答弁の中で、副町長と総務課長が答弁しておりますけれども、債権とは賃料のことですという答弁、債権とは賃料のことですと、この契約は何も問題ありませんと発言されておりますけれども、賃料だけですか、債権というのは。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

本契約につきましては、賃料、地代のみと認識しております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） これは地代だけではないと思いますよ。といいますのは、加美町は地上権設定契約の定めに基づいて、最終的に原状復旧して返してもらうという、そうしたことがあると思うんですよ。これも債権だと思うんですね。原状回復費用は1基当たり1億円から3億円かかると試算されています。確実に原状復旧して返還されるための裏づけが私は必要だと思

うんですけども、これも債権じゃないんですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この契約が終了いたしまして、原状復旧して返していただくということに関しましては、例えば地上権の契約書で言いますと第9条のところで明記されてございまして、事業者の責任、経費において原状復旧するという解釈といたしますか、認識でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 何だか分かったようで分からない、理解できないですね。その辺はもう少し深掘りをする必要があるんじゃないですか。やっぱり確認をすべきじゃないですか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） また昨日の説明の繰り返しになりますが、契約書上で読み取れない部分と昨日発言しましたが、そういった部分につきまして協定書等々で明記をして明らかにしていきたいと考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、契約責任でありますけれども、令和2年3月27日に締結の契約をしておりますけれども、契約者は町長であります、町長印が押されているわけですから。そうした場合に、全責任は町長にあると考えますが、それでいいですか、間違いないですか、その契約の責任。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

この契約につきましては、事業者と加美町の間の契約と認識してございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 事業者と加美町ということですけども、加美町のトップは町長ですよ。会社のトップは社長です。やっぱりそのトップが責任を負うべきじゃないですか。

例えば、猪股町長がこれから先、何年続くか分かりませんが、町長の職を辞してもこの契約について責任を負えるということですか、その辺。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この問題は、まずは大きな視点から見る、判断するということが大事だと思っています。よく、木を見て森を見ずという言葉がありますけれども、森全体を見るとい

うことが大事です。

昨日申し上げましたように、このプロジェクト、本体はエネオスです。そして、東北の七十七銀行はじめ6行がプロジェクトファイナンスによって融資をしている、東北電力も資本参加しているという大きな枠組み、まずここを理解しなければなりません。そして、金融機関からは、事業の採算性やリスク、有事の際にカバーする保険などを厳しく審査されます。その基準や諸条件をクリアした後に融資が確定し、初めて工事に着工することができるんです。運転開始後、20年の固定価格での売買契約で収入が確保され、支出に関しては融資している金融機関も管理をしております。収支が安定しているということなんです。ですから、ご心配のようなことは起こらない、起こるようなものに対して融資はしないというのは、これは当然のことではないかと思っています。

そういったことで、昨日も申し上げましたように様々な契約書があります。工事契約書、土地の契約書、それから今言った保険の契約書、様々な契約も全て、これは風力発電機械だけじゃなくて、全てが担保になりますから、その上で金融機関から与信が与えられて、親会社とは切り離された形で融資されるという大きな仕組みがあります。もしこれを疑ってかかったのでは、どの契約も交わせません。ここは信用する、当然です。これだけの枠組みの中でこの事業が進んでいる、その一部として契約が交わされていると私は理解をしております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ということは、町長はそれだけ自信があるということであれば、責任を持つということで理解していいんですね。

それから、エネオスとか東北の6行、東北電力等々資本参加しているということですけども、私の推測では、町がこれだけ、あれですよ、契約の中で町の責任というか、修繕とか何かは町がやってくれるということで、資本参加しているところは、リスクがないということで資本参加しているんじゃないですか。やっぱりリスクのあるところには資本参加しないと思います。そういうことで安心感があるということで、資本参加されているのかなと思います。

大きな視点ということも大事ですけども、こういった契約事項の小さい細かいところも私は大事だと思うんですよ。その辺の認識が私とは違うのかなと思います。いかがですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず正確に申し上げます。皆が資本参加しているわけではありません。資本参加しているのは東北電力、エネオスは裏返しですから出資をしています。ほかの6行は融資をしています。それぞれ違います。先ほど申し上げましたように様々な契約が交わされて

いるんですよ。そのうちの1つですから。ですから当然、融資をするに当たっては、契約書というのはそれぞれの金融機関、親会社で確認をするわけです。加美町のが有利だから投資をするとか融資をするとかという問題ではありません。大事なところは事業の継続性ですから、事業継続できなければ、当然、金融機関も親会社も七十七銀行も大きな損失を被ります。また町も、事業継続性がなければ、それこそ皆さんがご心配しているように風車がそのまま、林立したままで撤去できないということも起こりますから、ですから事業を継続するためにどういう契約を結ぶか、ここが鍵なんですね、事業継続が鍵ですから。事業継続できないような事業であれば、これは町にとって不利なんですよ。全ての人にとって不利なんですよ、誰が有利とか不利とかじゃなくて。事業を継続するためのフレームワークであって、それぞれの契約なんですね。そこを私たちはしっかりと理解しなきゃないと思っています。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 詳しくは特別委員会でしっかりと我々も精査し、検証させていただきたいと思います。

それから、今まで手続の中でいろいろ問題になっているのは、透明性がなかったということだと思うんです。手続の透明性が非常に大事だと思うんですね、これから。まず意思決定の透明性、それから可視的な情報共有と意思決定、それから早期の情報共有、この3つが、これから進めるにしてもこれが非常に大事だと思うんです。その辺はしっかりと透明性を持たせてやるというような、そうした心構えはありますか。

○議長（早坂忠幸君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（相澤栄悦君） 総務課長です。

重要案件につきましては、その都度、全員協議会等々でご説明はさせていただいているところではございますが、皆さんが問題視されているような事業につきましてはなお一層丁寧に説明をした上で進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） そのようにしていくことが、町民の理解を得る、合意を得る一つの手段になるのかなということで、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に移ります。

一條議員の質問に対して、「県が2018年に風力発電を導入できそうな区域を示したゾーンングマップを作成し、その中に加美町、大崎市といったところが導入地域となっていますので、事業者がそういったところに事業を計画した」と町長が答弁されています。まるで県のゾーニ

ングを見て業者が加美町に計画したように答弁していますが、県のゾーニングに入っていないことが9月定例会の木村議員の一般質問で明らかになりました。県が適地としていなかったわけですから、町長は反対すべきではありませんか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私は、今議会で申し上げますけれども、環境省等で風況データを出しておりますよね、奥羽山脈沿い、20年間で平均9メートル以上の風が吹くと。事業者は国の方針にのっとって、国は、今、十数%ですか、そこから36%か38%まで増やすと言っているわけですから、当然事業者は風況のいいところを探します。そういうデータを見てきます。

その中で、県がゾーニングマップを作るということは、後から担当の佐々木課長からお話ししてもらいますけれども、そういう姿勢を示すということは、これはウェルカムということですね。そうしますと事業者は当然そういった場所に事業計画を立てようとしています。そこが県が指定したエリアであろうが、なかろうが、そのエリアは開発しやすいところですよ。開発するためにいろいろな規制はあるものの、風の状況がいいということになれば、何とかそういった規制を、何といたしますか、条件を満たしながら事業計画を立てようという事業者が当然あると思います。風況がよくないところでは、幾ら県がゾーニングマップで示しても風況がよくなければ来ませんから、ですから必ずしも県が示した場所と事業者が計画を立てる場所は、これは加美町のみならず、一致するものではないということです。あと、課長から補足させます。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ゾーニングマップの件についての今のお話でございますが、以前は環境省のホームページにポテンシャルマップが載ってございました。その頃は町に業者は来ていませんでしたが、宮城県で2016年から2018年に環境省のモデル事業で風力発電のゾーニングマップを作成しまして、インターネット上に公開しておりました。それを見て、宮城県は力を入れているんだなという業者の理解があったんだと思います。それを受けて、平成28年6月、業者がそれからずっと何社も来て、現在6つの計画がございまして、そのうちの3つの業者なんですけれども、それ以外に数々の業者が今までいろいろな計画を持ってきてございました。天ヶ岡の草地を貸してくださいとか、そういういろいろなものを、町が補助事業で整備した草地なのでそこでは計画は難しいということであったり、そういったことで中止、休止、取りやめますと、そんなことが今までずっと来ておりました。

その中で、今現在、そのような計画を環境影響評価という手続の中で業者が真摯に取り組ん

でいるというところで、町はそれに対して意見を述べたり情報を公開したりという責務を果たしている、そのような状況でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 町長の答弁ですけれども、それでは県は何のためにゾーニングしているんですかね。そんないいかげんなゾーニングをしているということですか。そうではないと思いますよ。あそこは県の水道水源特定保全地域が近いということで、外していると思うんですよ。そういったところには県はゾーニングしませんよ。理由があつてゾーニングが必要だと思うんです。そこは違うと思いますよ。

それから、町長は、風況がよいということだけ強調されていますけれども、例えば西部風力、あの場所ね、指定廃棄物最終処分場の候補地になった、その近辺というのは地形的には適地だと思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私が申し上げていますのは、事業者が計画を立てる際に一番大事なのは風況です。風況がよくなければ採算が取れませんから、たとえ地盤がよくてもそういったところには計画を立てることはないでしょう。実際、私は、そこがいいかどうか、まだ建てる場所も決まっておられませんから何とも申し上げられませんけれども、果たして風況はいいけれども、今言ったような地滑り地帯なのかどうかとか、様々な規制があつて建てることのできない場所なのかどうか、そういったことの調査というものも当然事業者が行うだろうと思っています。

ですから私が申し上げていますのは、事業者が計画をする上で一番は風況がいいかどうかということなんだろうと思っておりますので、そう発言させていただいています。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 町長、あの場所は町長もお分かりのとおり、指定廃棄物最終処分場のときに、地形に問題があるということで、傾斜だけの問題じゃなくて、あそこは非常にもろい地盤だということも反対理由の一つだったのではないですか。それで、大槻先生が調査をしたということですが、あの辺は地滑りの巣であると、調査をしてコメントも寄せられています。これは明確な科学的根拠になり得るんじゃないですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

もろい地盤で、大槻先生なども地質学の知見からふさわしくないと、そのことは最終処分場のときに町長も私もそれに携わっていましたのでよく承知しております。

先ほども申し上げましたとおり、環境影響調査の方法書の段階で、方法書の段階ですと赤いエリアでどの辺になるかという計画が示されて、それに対して町はそういうところは地滑り地帯があるから気をつけてねとか、災害が出ないようにそういうところを外してねと、あとJREのときには、最上街道とかあるので、そういう歴史的、文化的なところは外してねとかという意見を申し上げています。

次に準備書になるんですが、そのときになって初めて風車がどの辺に建つかということが分かってきますので、その段階でもしそういうところにあつたのであれば、先ほど議員ご懸念の地滑り地帯ですよ、そこは避けてくださいねと初めて町が言えるんですが、まだその段階ではないという状況でございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） そういうことであれば、町長、風力発電の際に、質問の中で、町として反対するためには法的あるいは科学的な根拠がなければならないと発言されていますよね。科学的な根拠に私はなり得ると思いますけれども、どうですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 佐々木課長が言ったとおり、そこが地滑り地帯であるということであれば当然除外するように意見を申し上げますし、企業がみすみす地滑り地帯に設置するならば、将来倒壊等を起こす危険性があるということであれば当然そこは外しますよね。

そういうことも含めて事業計画がつけられていて、金融機関も融資をし、そして七十七銀行も資本参加しているわけですから、あえてそういうリスクを冒してやるという事業ではないわけです。我々もしっかりとこれはそういったことについては、もし事業者が把握してないのであれば、しっかりと意見を述べていく、そのプロセスの中で町としての役割を果たしていくということに尽きると思います。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、7日の三浦又英議員の質問の中で町長に対して、最終処分場候補地入り口でやっているというのを町長は現地確認しているのかと、そうした質問に対して企画財政課長が答えておりますけれども、町長は確認していますか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私、あの辺り何度も行っておりますから、大体把握しております。

ただ、先ほど課長が答弁したように、まだどこに建つかということが分かっておりません。そういったことが明確になった時点で再度足を運び、確認をするということにしたいと思って

おります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） しっかりと確認をして、風力発電の候補地がどういった地形なのか本当に認識をしていただきたいと思います。

次に行きますけれども、保安林における風力発電に関してであります。

事業者は現段階でははっきりと示しておりませんが、事業計画地が保安林にかかる可能性が大きいことは明らかであります。これは説明会で事業者も認めました。メガソーラーや風力発電等の再エネ事業によって保安林が解除された例は、少なくとも宮城県ではまだありません。保安林解除に関しては、原則的に公共事業でない限り、その解除は認められないはずであります。また、少なくともその機能を消滅させないか、または代替機能があるなどの条件があるはずであります。

保安林は、県民の生命と生活環境を守る大切なものであり、利潤追求のための民間事業によって県民の大切な財産である保安林が失われることがあっては決してならないと思っています。保安林解除による事業など決して認めてはならないとも思います。

しかし、最近では保安林解除の抜け道とも言える土地の形質の変更等によって、実質的な保安林解除、風力発電事業の工事の進捗が全国的に見受けられるようになってきております。すなわち、保安林の作業道と称して風力発電事業のための搬入経路等を造る例もあると聞いております。このようなことが道義的に果たして許されるのだろうかと思っているところでありますが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

ただいまご質問のありました保安林の解除の考え方についてお答えさせていただきます。

保安林につきましては公益的な理由がないと解除しないとおっしゃっていることは間違いございませんし、保安林はそもそも目的があって、水源の涵養であったり、土砂の流出防備であったりという目的があってかけられているものでございます。目的が果たされた後は、かけている理由がなくなった、理由が消滅した場合には解除というのもあり得ると思います。

業者はいろいろ開発したいという思いで、例えば作業行為という先ほど言ったような行為もございます。ところが、そういったことを安易に自治体や地元の方々に黙ってといたしますか、隠して申請した場合はもちろん事業がうまくいくとは思えませんし、グリーンパワーインベストメントと日本風力とJREという業者がいますけれども、それぞれに地域貢献しながら町と

共に地域の振興を図り、まちづくりのために基金を造成したりとか、そういう将来を見据えた真摯な態度でやっていく業者はそういったことはしないと理解しています。

また、最後ですけれども、県の森林の解除、保安林を解除する担当部局では、県が許可すればそれでできるんでしょうけれども、町にこういうのが来ているけれどもどうだということでも事前に協議があると思います。その段階で駄目だという話をすれば、県では地元が駄目なんだから駄目ですねということで、今までは門前払いだったと思っていますので、そのような対応になるのかなと考えております。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、町長は、町有地は貸さないとは言っておりませんかと答弁していますよね。裏を返せば、町有地は貸すこともあり得ると解説していいですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、今の佐々木課長に関連したことであるんですが、例えばJREが抜け道を使ってどうするこうするという、親会社は先ほど申し上げたようにエネオス、東北の6つの銀行が融資をしている、こういった行為をするということはまずあり得ません、と私は思っています。それぞれの企業の信頼にこれは傷をつけることになりますから、ちゃんとした、社会に受け入れられる、そして継続できる事業にしようみんながそれを考えて関わっている事業ですから。ほかにはそういう事例があったかもしれません。しかし、だからといって全てがそうだということではないと私は思っています。

町有地を貸すか貸さないか、これは何度も申し上げますけれども、あくまでもこの事業は環境影響評価法という法律に基づいて進められておりますので、そこが町有地であろうが、民有地であろうが、例えばそこが地滑り地帯であるということであれば、当然町としてお貸しするわけにはいきません。国有地であるとか、町有地であるとか、民有地であるとかではなくて、環境影響評価というのはリスクを低減させる、回避することが目的ですから、リスクがあればどんな土地であっても避けてくださいということを申し上げるのは当然だろうと思っております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） リスクがあれば避けるということですが、明確な貸す貸さないというものの答弁はなかったように思います。

それで、保安林について、町長が答弁しておりますけれども、「国のガイドラインに基づき、公益性のない民間事業者に対してはこれは同意しないと話しています。国有林を貸す際には町

の同意というものは必要ありませんので、そこは国の判断で貸す貸さないということになるだろう」と答弁しておりますけれども、これは間違いじゃないですか、国じゃないんじゃないですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと今のはよく私は理解しませんでした、当然、国有林であれば国が貸すか貸さないかです、町有林であれば町が貸すか貸さないか、それを決めるわけですから。

保安林の解除については、たとえそれが国有林であれ、県有林であれ、地元自治体の首長の同意がなければこれはできないというのが原則だと思っておりますから、そういうことです。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） マニュアルの中にも地元市町村長の同意を証する書類とあります。町長が同意しなければ建設できないということになりますけれども、もし申請が来た場合は同意するつもりですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何度もお答えしておりますけれども、先ほど佐々木課長からもありましたように、当然これはガイドラインに沿って、公益性のない民間の事業に対して、町としてこれは同意しませんということを何度も私は明言しております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今の答弁、信じたいと思いますけれども、私としては、その辺は慎重に考えていただいて、同意するか、同意しないか、これは最大の関心事でありますから、その辺は本当に慎重に考えていただいて、判断をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの適地かということの中で言い忘れてはいたけれども、あそこの最終処分場の候補地周辺でありますけれども、町長、はっきりと記憶していると思いますが、最終処分場の候補地になった際に、町長日記第34号にこのように書いていますよ。足尾銅山の問題で、当時、衆議院議員の田中正造の話を持ち出しています。その中でいろいろ書いてはいますが、南永志田で開催された鉄魚まつりで出会った2人の若者は、東京ではこんな安らぎを感じることはできません。ぜひこのすばらしい自然を守ってほしいと答えた。それから、在京宮城県人会の役員の方々からは、山紫水明の故郷を守ってもらわないと帰るところがなくなってしまうと訴えられた。環境保全を本分とする環境省の皆さんに田中正造の言葉を伝えたいと思

ますと。真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるべしと結んでいます。このことはそのときだけ思ったんですか、今も変わってないですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然今も変わっておりません。ただ、風力発電と当時の銅山の公害、これを同一視することは私はいささか困難だろうと思っております。

風力発電を造ることが必ずしも自然を破壊するとは限りません。これは何度も申し上げていますが、鳴瀬川ダムで水没する森林面積は150ヘクタールを超えます。これは自然破壊だから止めるべきだということでしょうか。どうしても人間が生きていく上で、自然に負荷をかけながら生きているんですよね。どこかで調和を取っていかざるを得ないんですね。風力発電事業が必ずしもそのことで山を荒らすとも言い切れません。逆に、手をつけないことで山が荒れているという状況もあります。中泊町の森林組合長も言ったように、管理用道路ができることで、山の管理、施業がしやすくなるということも事実でしょう。ですから、風力発電ができることイコール自然破壊だと私は思っておりません。

それから、このことが村を果たして荒らすのか。中泊町や、つがる市もそうですけれども、風力発電事業者が真剣になって地域課題の解決に取り組んでいく、何もしなければ人口がどんどん減って行って、地域課題も解決できない、人も住まなくなる、そういった地域で一緒になって地域課題を解決するために取り組んでいる。これも、風力発電事業ができることで村を荒らす、人の命を奪っていくということではないと思います。ですから、足尾銅山の例とこれは明らかに違うんだろうと思います。

気持ちは、私の思いはそのとおりですから、自然を守りたい、地域の皆さん方の生活を守りたい、暮らしを守りたい、命を守りたい、これは何ら変わらない思いであります。そういった中で、何度も申し上げておりますけれども、生活環境も含めた環境保全と、そして再生可能エネルギーの両立の道を求めていくべきだろうというのが私の考えでございます。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君に申し上げます。最後の質問ということで……。

○15番（米木正二君） もういいです。時間です。本当は反論したいんですけれども、長くなるので、これでやめておきます。次回に取っておきます、ちょっと長くなるので。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時5分まで。

午後 1 時 5 3 分 休憩

午後 2 時 0 5 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 3 議案第 9 7 号 加美町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第 9 8 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。日程第 3、議案第 97 号加美町職員の定年等に関する条例の一部改正について及び日程第 4、議案第 98 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、いずれも職員の定年延長に関するものでありますので、会議規則第 36 条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって日程第 3、議案第 97 号及び日程第 4、議案第 98 号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第 97 号加美町職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第 98 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の制定について、以上 2 件は関連いたしますので、一括してご説明申し上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、複雑・高度化する行政課題に的確に対応していくため、能力と意欲のある高齢期職員の活躍と次世代の職員への知識、技術、経験の継承を目的に、令和 3 年に国家公務員法が改正され、国家公務員の定年が 65 歳に引き上げられました。このことに伴い、地方公務員法も令和 3 年 6 月に改正され、地方公務員の定年についても令和 5 年 4 月から現行の 60 歳から段階的に 2 年に 1 歳ずつ 65 歳まで引き上げられることとなります。

つきましては、本町においても、地方公務員法の改正に準拠し、関係する 14 の条例改正を行うものです。

議案第 97 号の加美町職員の定年等に関する条例の一部改正の概要については、1 つ目に、現行の 60 歳の定年を令和 5 年 4 月から 2 年に 1 歳ずつ引き上げること、2 つ目に、管理職員は原

則60歳を役職定年年齢とする管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制と、本人の希望により60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を短期間勤務職員として任用する定年前再任用短時間労働制の導入に関し必要な事項を定めるものです。

次に、議案第98号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、主に引用条項のずれに伴う整備を行うもので、13の条例を一括して改正するものです。

議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 確認をさせていただきたいと思います。

以前に、今の相澤課長の前ですか、佐藤総務課長の時代に、1年だけ総務課長に定年後もお務めいただいた経緯があったかと思いますが、今回の改正によって課長職の方々はどのような扱いになるのか。そのときはたしか会計年度任用職員の扱いで佐藤課長が残っていたのではなかったかと思ったんですが、その辺、確認させてください。副町長でも結構です。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

以前、佐藤総務課長を定年後も総務課長ということでありましたが、あれは会計年度じゃなくて、再任用制度に伴う制度を活用させたものでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号加美町職員の定年等に関する条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号加美町職員の定年等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第98号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第99号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第99号公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B & G海洋センター）について、ご説明申し上げます。

本案件は、加美町中新田B & G海洋センターの指定管理者として一般社団法人加美町スポーツ協会を令和5年4月1日から令和8年3月31日まで3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

当施設は、平成12年、宮城国体を契機に、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団の協力によって建設され、令和元年度に多目的ホールの増築や事務室の整備等を行い、現在はマリンスポーツやインクルーシブの活動拠点として、町民の心身の健全な発達と福祉の増進に寄与している施設であります。

当施設は、令和2年4月から指定管理者によって管理運営しており、令和5年3月31日で期間が満了となります。このことから、令和5年4月からの指定管理者の選定のため、10月11日から11月4日までを申込み期間として公募いたしましたところ、一般社団法人加美町スポーツ協会1者より応募がありました。

指定管理者の指定については、加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により、指定管理者選定委員会を開催し審議いたしました。提出されました申請内容について、条例の定める基準に基づき審査をいたしました結果、一般社団法人加美町スポーツ協会が引き続き当施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提示させていただくものです。

なお、議案資料として、当施設の概要及び収支計画書を配付しておりますので、参考にして

いただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 指定を受ける団体についてとやかく何を言うものではございません。

それで、資料の50ページ、課長、目を通してくださいね。上の収支計画の単位が円、下の指定管理料の単位が1,000円、すごい額ですよ。円と1,000円の単位の違い、それを提示してもらわないとこれ通すことできないんじゃないですか。1点だけです。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

大変申し訳ございません。こちらのミスでございます。単位は円ということにさせていただきたいと思います。修正方お願いします。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） それでは改めまして、指定管理料の額をお話してください。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長でございます。

指定管理の額でございます。令和5年度につきましては1,082万4,800円、令和6年度につきましては997万4,800円、令和7年度につきましては987万9,800円、3年間合計いたしまして3,067万9,400円となっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 収入の部の50ページの計画書なんですが、利用料金、令和5年15万円、それから社会体育事業収入19万円、特に社会体育事業収入、備考欄には別紙計画書のとおりとなっておりますが、別紙計画書が添付されておりませんのでよく分からないんですが、この積算根拠、それから光熱水費で電気料10%増を見込んでの金額なんですが、この金額の積算根拠をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

大変申し訳ございません。社会体育事業収入の別紙計画書でございますが、添付されておりましたので、後日送付させていただきたいと思います。（「あともう1つ、電気料」の声あり）

電気料10%増の根拠でございますが、本年度、電気料がかなり高騰しております、その点を考慮しまして10%増額とさせていただいたということになっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

利用収入の積算根拠ということでございますけれども、前年度の収入に6%の増額を見込んでいるということでございまして、毎年毎年の決算を参考にこのような数字にさせていただいております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 別紙資料、計画書を見れば何となく分かるのかなという感じもしますが、光熱水費、今日の河北新報に岩手県大槌町の話題が載っております。その中で、議会が指定管理料を否決した、補正予算を否決したという記事が載っております。これについては、やはり光熱水費で電気代が上がった経緯があつて、今このB&Gの電気がどこから来ているのかということにもよるんですけれども、補償電力に切替えになって、それが議会で否決されたということなんです。

それで、令和5年は令和4年よりも10%増で積算しているんだと思うんですが、このまま令和6年、令和7年も同じ金額でいいのかなという疑問があつたものですからこういった質問をしました。同じ金額で大丈夫ですか。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

ちょっと状況が読めませんので、そのような根拠の中で一応積算させていただいたということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） その他。（「議事進行」の声あり）5番早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 先ほどの収支計画書ですけれども、まず1点目は、課長が勘違いして上の金額を同額で言っているだけですので、さっき指摘されたのは、下のが1,000円単位になっていて、とんでもない金額になるわけですよ。その訂正が何らなかったと。

それから、別紙計画書のとおりと、さっき味上議員からありましたけれども、これがないまま、不備のまま審議するのはいかなものかということで、議事進行をかけさせていただきました。

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後 2 時 5 7 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

5 番早坂伊佐雄君。

○5 番（早坂伊佐雄君） まず業務管理収支計画書は、下の1,000円単位のが円になっていますので、そちらはいいんですけれども。

別紙が出てきたんですけれども、疑問点が多分盛りだくさんなので、私からは二、三、聞きたいと思うんですけれども、そもそもこれ、別紙がなくて、何で生涯学習課からじゃなくて、ファクスを見るとスポーツ協会からで、そもそもが生涯学習課に存在しなかったんですかといったところと、あとは1つだけ聞くと、保険代のところでB&G塾で令和5年度が1万円ですよ。そして、下の令和6年度は30名で6,000円になっているんですよ、人数が増えて。そして、令和7年度は40名で8,000円になっているんですけれども、その辺、どういうふうにして算出したものなのかお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

スポーツ協会でB&Gの指定管理を受けておりましたので、そのときの実績に基づいて算出したと思うんですが、保険料が、多分、教室の内容によって単価が変わってくるのかなというところで、この金額になったのかなと思っております。

B&Gのやつが体協からということなんですが、今、取り急ぎB&Gから資料を流していただきましたので、体育協会のファクスを使わせていただいていることでこういう表示になっております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5 番（早坂伊佐雄君） あまり突っ込むと生涯学習カレンダーが取消しになるとまずいので、もう1点だけお伺いします。

B&Gの塾なんですけれども、令和5年度とかだと20名で13万円ですよ。そして、令和7年度を見ると40名で人数が倍になっているのに18万円ということなんですけれども、さっきのもそうですけれども、何々だと思いますとか、何々のようでは審議はできないかなと思うんですけれども、その辺明確にお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） B G 塾も事業の内容をいろいろ精査してやっていただいております。

ます。その中で、保険料につきましても事業の内容によって単価が変わってきたりということもありますので、そのようなところで単価が変わってきていると思います。

会費につきましても、いろいろな教材とかそういうのを使ったりする場合がありますので、その教材代とかで若干変わっているということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 単価が違うとかということじゃなくて、金額の多少にかかわらず、やはり大事な点ですから、この行事に関しては幾らだったとか明確な資料がないと、別紙がなくて、いざ別紙が出てきたら何か疑問だらけというのでは、これは通せないんじゃないかなと私は思います。

○議長（早坂忠幸君） その他ございますか。危機管理室長。

○危機管理室長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（佐々木 功君） 危機管理室長です。私は前回スポーツの方に携わっておりまして、私の知り得る範囲内でお答えさせていただきます。

今ご指摘いただいているBG塾につきましては、開催する日によってメニューが違っておりまして、例えば施設を見学して、その施設料がかかったりとかいろいろございまして、計画がいろいろ違うためにこういう違う金額になっているということであると思います。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） すいません、いろいろ時間かけて申し訳ありませんでした。

この件については、再度、きちんとした形で提案したいと思いますので、これについては取り下げたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 早坂伊佐雄君。

○5番（早坂伊佐雄君） 一回上程して今やっていて、今日取下げは可能なんですか。

○議長（早坂忠幸君） 今、局長とお話ししたんですけれども、提案者からそういう取下げの話が出た場合には、議会に諮って皆さんが同意すれば取下げということは可能だということで、今、教育長にその旨お話してこのような結果になっているということです。

それを皆さんに理解してもらえれば、皆さんの同意を得れば、再提案にしたいと思いますが、それでも、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） それでは、公の施設の指定管理者の指定について（加美町中新田B&G海洋センター）については、再提案ということで、取下げの話が教育長からありましたので、そのように取り計らいます。

日程第6 議案第100号 土地の売払いについて

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第100号土地の売払いについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第100号土地の売払いについて、ご説明申し上げます。

本案件は、鳴瀬川総合開発事業のため、国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発工事事務所長より、加美町字漆沢高畑1番29の一部と同1番39の町有地払下げの申出がありました。

つきましては、申出のとおり同局に売払いしたいので、地方自治法第96条第1項第8号及び加美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付すべき契約に該当しますことから、議会の議決を求めるものです。

なお、議案資料として当該用地の概要及び位置図を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号土地の売払いについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号土地の売払いについては原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第101号 令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第101号令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第101号令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ7億4,503万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ152億729万8,000円とする補正予算と債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものであります。

主な内容につきましては、エネルギー価格が高騰している状況を踏まえ、予算に不足が見込まれる施設管理費の燃料費及び光熱水費について、観光施設、体育施設の指定管理料を含め、予算の増額を行っております。

また、鳴瀬川総合開発事業につきましては、事業用地として町有地を譲渡するに当たり、町有地売却収入を計上するほか、鳴瀬川総合開発事業基金への積立てを事業予算に計上しております。

災害復旧事業につきましては、7月豪雨災害に伴う補助事業の査定状況を踏まえ、災害復旧工事費等を追加するほか、単独事業についても関連予算を追加しております。

歳入の主なものについては、国庫支出金として土木施設災害復旧費負担金1億1,386万4,000円増、財産収入として町有地売却収入2億1,364万円増、寄附金としてふるさと応援基金寄附金6,000万円増、繰入金として財政調整基金繰入金1億6,000万円増、町債として公共土木施設災害復旧事業債1億1,470万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費ではふるさと応援基金積立金6,432万8,000円増、農林水産業費では県営土地改良事業負担金1,077万5,000円増、商工費では保養センター等施設費指定管理委託料4,016万1,000円増、土木費では鳴瀬川総合開発事業基金積立金2億1,364万1,000円増、下水道事業特別会計繰出金2,245万3,000円増、災害復旧費では林道災害復旧工事請負費2,871万2,000円増、町道等災害復旧工事請負費2億72万円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 22ページ、予防費の予防接種事業の60万円について、内容はここに書いてあるとおりですので分かるんですけども、現在のコロナのワクチン接種状況をまずお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

22ページ、予防費に関連してということでございまして、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

11月末現在のワクチンの接種状況でございますが、3回目まで接種を終えられた方が、12歳以上になりますが、接種率が83.18%となりまして、1万7,308名の方が接種済みでございます。4回目の接種につきましては、同じく12歳以上になりますが、59.33%ということで1万2,345人の方が接種を終えられております。5回目の接種についてですが、12歳以上の方でオミクロン株対応になりますが、接種率14.29%で2,975人の方が接種を終えられております。また、5歳から11歳までの小児ワクチンの状況でございますが、1回目につきましては約40%の方、516名の方が接種済み、2回目を終えられている方が505人で39%、3回目まで終えられている方が6.8%ということで88名の方が接種済みでございます。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） コロナが発生した当初に比べて大分状況も変わってきているかと思いますが、高齢の方はやはり不安であり、ワクチン接種を積極的に受けられる方がいらっしゃると思います。

そうした中で、これは私のところに寄せられた声であるんですが、一部の医療機関で現在行っている接種で、ワクチンを接種した後の待機時間、通常ですと10分から15分ぐらいだったかと記憶しているんですが、一部の医療機関ではすぐ帰っていいよと言われたという声も聞かれます。この辺、医療機関によって大分違うんだろうと思うんですが、この辺の実態を把握しているかどうか。

それから、ワクチンを予約する際に、高齢の方で自分で移動手段を持たない方、この方に対して、同じ町内の医療機関ではなく、その時点で予約がいっぱいになっているので、例えば中新田の方が小野田、宮崎の医療機関を紹介されたという声も聞いております。この辺の実情について、保健福祉課で把握されていますでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまのオミクロン株対応について、現在、集団接種と併せまして各医療機関での個別接種を実施させていただいております。集団接種については、12月、明日と来週と3回残されておりまして、60歳以上の方については日時と時間を指定させていただいて接種を受けていただいているという状況でございます。また、個別接種につきましては、各医療機関から各医院で接種できる枠を保健福祉課に報告いただきまして、予約システムで予約ができるという状況になってございます。

また、なかなか予約が取れずに、かかりつけ医でも接種ができないという方々もおられるか

と思います。その際はなるべく予約の空き状況も確認しながら接種を受けていただいているという状況でございますので、また集団接種におきましても、国の方針で、前回受けてから5か月間、間を空けてから次の接種という状況だったんですが、年内には5回目のワクチンを終えるように、短縮で3か月経過した後に受けられるという形になりまして、12月いっぱいでおおむね5回目の接種が終えられるような準備をさせていただいているという状況でございます。

また、最初にご指摘がありました接種後の間隔につきましては、集団接種及び各医療機関でも15分間の待機といたしますか、休息を取っていただいておりますということを加美郡医師会からも各医療機関に周知徹底をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 去年、おとしあたりと接種に対する認識も変わってきていると思います。予約の方法についても、去年、おとしあたりは私たち議会からもその方法についていろいろ指摘をさせていただいて、予約は以前に比べれば取りやすい状況にはなっていると思いますが、なお高齢の方の接種に関して、その移動手段も含めて、足のない方なんかは何らかの対応策を取っていただきたいと思いますが、この点について、最後お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

やはり近場で接種が受けられるように配慮したいと思いますし、またそういった足のない方への対応というのも検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 2点だけです。

40ページの林業施設災害復旧事業で災害復旧事業費が3,174万円ほど計上されておりますが、内訳を見ますとほとんどが工事請負費だったり重機借上料等々になっているんですけども、どこの場所で、支障木伐採業務というのはどの河川なのかお知らせください。

それから、41ページのその他公共施設・公用施設災害復旧事業で工事請負費として文化財災害復旧工事費が計上されています。これはどこの施設なのか、どういった原因による災害なのか、説明をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

ただいまのご質問、順を追ってご説明させていただきます。

まず、40ページの委託料になりますが、こちらの支障木伐採業務委託料でございますが、宮崎の鳥屋ヶ崎地区の鳥屋ヶ崎神社の隣にあります山林でございます。この間の7月の雨で山林が崩れまして、木が斜めになっていて、神社のほうに雪とかの重みで倒れる可能性があるということで、今回補正で計上させていただいた内容でございます。

続きまして、使用料及び賃借料の重機借上料でございますが、こちらは宮崎地区の林道になります。林道名は、宇土沼線、鳥嶋線、道沖線、行沢線、西野線でございます。こちらの林道の復旧のために重機を借り上げるという内容でございます。

続きまして、工事請負費になります。林道災害復旧工事費になります。こちらの内訳になりますが、まず災害査定を受けまして、災害の補助金で復旧をする場所でございますが、宮崎の北川内地区にあります細谷沢線、宮崎の鳥嶋地区にあります鳥嶋線、こちらの2路線4か所の災害復旧の工事費になります。

残りの1,700万円でございますが、こちらも宮崎地区になりますが、鼠堂線、天山線、猫毛沢線、猫毛沢線2号、行沢線、上ノ原線、内山線、西野線、こちらの災害の工事請負の中身になります。路線が細かくて申し訳ございませんが、この中身の復旧という形で計上させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

41ページの文化財災害復旧工事の件でございます。

こちらにつきましては、先ほど森林整備対策室長からありました支障木の関係でございます。鳥屋ヶ崎の八幡神社がございまして、その敷地内にある支障木については森林整備対策室にお願いしました。それで、正面から階段を上っていくと右手ののり面が7月14日の大雨によりまして崩れまして、そちらの復旧工事ということで計上させていただきました。以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 7月の豪雨は本当にすごい災害をもたらしているんだなというのを改めて感じました。それで、今回の補正が出ているんですが、この工事は今年度中に終わる予定なんでしょうか。それだけ確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（阿部正志君） 森林整備対策室長でございます。

今回補正に計上させていただいた中身でございますが、支障木伐採は今年度中といたしますが、なるべく雪の降る前に早めに終わらせたいと思っております。

重機借上げも同じでございます。早めに執行させていただきたいと思います。

工事請負費でございますが、災害査定は10月に現地の査定が終わりまして、11月に内示が来ております。それで今回補正という形で計上させていただきましたが、年明けの1月か2月の入札という形で災害復旧に入っていきたいと思いますので、工事は年度明け、雪解けという形になる見込みでございます。

単独の工事は、補正が終わり次第、宮崎地区と相談しながら進められるものは進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野善彦君） 生涯学習課長です。

鳥屋ヶ崎の八幡神社ののり面につきましては、文化財に指定されているということで、県に文化財の現状変更の申請を出してからでないと取りかかれぬという案件だそうですので、まづもって取り急ぎ申請を進めまして、許可が下り次第、早急に復旧作業に入りたいと考えております。以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。11ページの財政調整基金繰入金1億6,000万円、これはどのような理由で繰入れが必要になったか、その内容をお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

今回、12月にエネルギー対策で公共施設の電気料の補正をするというところで、財調の取崩しをするという形で手当てさせていただいたというところが大きなところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） そうすると現段階で財政調整基金の残高、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） すいません、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第101号令和4年度加美町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第102号 令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第102号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第102号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ2,555万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億4,439万1,000円とする補正予算であります。

歳入については、繰入金として一般会計繰入金2,245万3,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費では消費税520万円増、施設管理費では中新田浄化センター光熱費1,213万4,000円増、小野田浄化センター修繕工事請負費453万4,000円増などあります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第102号令和4年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第103号 令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第103号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第103号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算については、収益的収入及び支出において既定予算にそれぞれ500万円を追加し、収入支出それぞれ5億4,100万円とする補正予算であります。

収入については、その他営業収益で500万円を増額するものであります。

支出については、予定額に対する不足額の精査を行い、原水及び浄水費で240万円、配水及び給水費で127万円、総係費で22万6,000円をそれぞれ増額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第103号令和4年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議発第3号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第10、議発第3号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、提案理由をご説明いたします。

議員報酬が一定の役務の提供に対する対価、議員報酬であることから、疾病その他の理由により議会の会議を長期欠席した際の議員報酬の取扱いについては、減額の必要性を認識しているものの、議員報酬や期末手当を辞退または返還することは、公職選挙法に規定される寄附行為に該当するため、禁止されております。また、このような場合における議員報酬の支給等の在り方について規定した法律等も制定されていないことから、加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例において、議員が疾病等の事由により長期間、議会活動等ができなくなった場合の議員報酬及び期末手当の減額を行う規定を追加するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議発第4号 加美町議会会議規則の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第11、議発第4号加美町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、議発第3号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に伴い、議員が加美町議会の会議を長期欠席することになった場合の取扱いについて、

加美町議会会議規則の一部を改正するものであります。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号加美町議会会議規則の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第4号加美町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

○議長（早坂忠幸君） 暫時休憩します。

午後3時37分 休憩

午後4時16分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 企画財政課長です。

先ほど補正予算の質問の際に、木村議員から、19款繰入金、財政調整基金1億6,000万円を今回補正したことによって財政調整基金の残額は幾らかというご質問でございました。

17億8,500万円という金額が現在の財政調整基金高になります。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点確認します。17億8,500万円というのが現在高ですか。ここから引くということですか、引いた後がこれですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木 実君） 引いた後の17億8,500万円が残高になるということでございます。よろしくお願いします。

日程第12 請願第1号 大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書
について

○議長（早坂忠幸君） 日程第12、請願第1号大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（猪股良幸君） それでは請願書を朗読いたします。

大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書

請願者 加美町の未来を守る会共同代表 猪股 弘、庄司新寿

加美の風力発電を考えるチーム小野田 遠藤みどり

加美の風力発電を考えるチーム中新田 小林貞子

紹介議員 米木正二、木村哲夫、味上庄一郎

要旨1. 加美町にある大規模風力発電計画について、当該2社、株式会社グリーンパワーインベストメント、日本風力エネルギー株式会社に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を進めることのないよう強く求めてください。

2. 加美町にある大規模風力発電計画について、加美町長、宮城県知事、国関係省庁に対し、町民の理解を得ない限り、絶対に事業を認めることがないよう、白紙撤回も視野に入れるよう強く求めてください。

3. 加美町長に対し、大規模風力発電計画における全ての保安林について指定解除の同意書を出さないよう強く求めてください。

4. 加美町長に対し、大規模風力発電計画において、町有地を貸与しないよう強く求めてください。

5. 加美町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約の内容の検証を行ってください。

6. 大規模風力発電事業において、企業と町が協定や契約を結ぶ場合には議会の賛同を得るよう強く求めてください。

以上となります。

○議長（早坂忠幸君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。味上庄一郎君、ご登壇願います。

〔4番 味上庄一郎君 登壇〕

○4番（味上庄一郎君） ただいま事務局長より要旨の朗読がございましたが、私からは本請願

の趣旨をご説明させていただきます。

令和4年10月28日、加美町の未来を守る会、加美の風力発電を考えるチーム小野田、同じく加美の風力発電を考えるチーム中新田、3団体より6項目から成る請願書が提出されました。

現在建設中の10基を含む民間企業による170基もの計画は、全国でも異例で、大規模であります。この計画は、本町において制定している条例や策定された計画のうち最高規範である加美町まちづくり基本条例の前文、加美町環境基本条例の第3条の要旨、委員会発議により全会一致で制定された加美町自然環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の基本理念第3条及び第2次加美町総合計画の基本構想第2節土地利用構想に基づいても、この大規模風力発電事業が整合するものではありません。

1つ目の項目は、町は町民への説明を企業に求めてきましたが、その説明は十分とは言えず、これまでの経過も納得できるものではありません。この事業は、自然環境破壊、健康被害などのほか、様々な産業や経済に与える影響が大きいと考えることから、町民の理解を得ずに事業を進めることがないように、当該2社、株式会社グリーンパワーインベストメント、日本風力エネルギー株式会社に求めるものであります。

2つ目の項目は、加美町長、宮城県知事、国の関係省庁に対し、この事業による土砂災害の懸念、健康被害への不安、ふるさと加美町の景観損失、自然環境への影響、大型風車による安全保障上の電波障害への懸念などから、町民の理解を得ない限り、事業を認めることがないように白紙撤回も視野に入れることを求めるものであります。

3つ目の項目は、加美町長に対して、水源涵養、土砂崩壊及びその他の災害の防備、さらに持続可能な水田農業を支える大崎耕土の伝統的水管理システムが評価されて認定に至った世界農業遺産の保全などの観点から、計画地が含まれる保安林の指定解除に同意書を出さないよう求めるものであります。

4つ目の項目は、加美町長に対して、全国各地で事業者の倒産や撤退、風力発電機の倒壊や故障などによる修復及び撤去に係る費用調達困難などの理由で放置されている例もあることから、町の財産である町有地を貸与しないよう求めるものであります。

5つ目の項目は、加美町議会に対して、町と合同会社JRE宮城加美が締結した地上権契約などの内容に町が大きな不利益を被るおそれがあることから、契約内容の検証を求めるものであります。

6つ目の項目は、町に対して、町が利害関係者であるにもかかわらず、地上権設定契約などの詳細な内容について議会に説明がなかったことから、今後、風力発電事業に関する協定及び

新たな契約締結に関しては議会への詳細な説明と承認を得ることを求めるものであります。

議員各位におかれましては、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会において詳細な調査が行われるものと思いますが、町民の切なる思いから成る本請願の趣旨をご理解いただき、何とぞご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私からの趣旨説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） この請願を受けて特別委員会が設置されたわけでありまして。その際、反対ありき、賛成ありきでなくて、中立の立場で慎重に検討、審査するというものであります。その10日後、白紙撤回を視野に入れた反対請願の紹介議員に当たっております。しかも、委員会のメンバーであるベテラン議員3人の名を連ねております。これでは、委員会がスタートする前に、偏った審査になるのではないかと危惧しております。これで公正な審査ができますか。

○議長（早坂忠幸君） 紹介議員3名の方。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ご指摘ありがとうございます。

請願は、佐藤議員もご存じのとおり、請願については紹介議員がなければ請願にはなりませんので、当然この中身について賛同するものではありませんが、私自身といたしましては、特別委員会においては公平公正な立場で審議をするものであります。以上です。

○議長（早坂忠幸君） よろしいですか。その他ございませんか。1番尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 風力発電については、委員会というか、全員での議論が全然尽くされていないと思うんです。その中で、私も善一議員と同じように、紹介議員3名というのはちょっと理解に苦しみます。

それと、いろいろ中身で、白紙撤回も視野に入れるとか書いてありますけれども、住民は全員が反対しているわけではありません。私の近所にも賛成だという人もたくさんいますし、ほかの請願も出てきましたよね。森を守るためにぜひ風力発電をやってほしいというのもありますし、声の大きい人だけの声を取り上げるんじゃなくて、言わないけれども私は賛成だよという人も結構いるんです。だから、その辺のところも、町民の声というけれども、反対の声のほうが今は大きく、何か声の高い人の声がすごく町民の代表であるかのような感じになっていると思うんですね。だからやっぱり、いろいろ声があるということを視野に入れて進めてほしいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さんに申し上げますけれども、そのために特別委員会、再生可

能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会を立ち上げているわけです。その立ち上げるときに1番議員もここにおりましたよね。そのための特別委員会ですから、3人で検討するわけではありませんから。3人から答弁、必要ないですよ、今の件については、ありませんよね。特別委員会の中で皆さんで審議するということです。議長を除く全員で立ち上げましたので、その中で議論を尽くしていただいて、この請願に対して採択・不採択といたしますか、一部採択とか、そういう感じで回答するということになります。3人だけでやるわけではありませんので、その辺、了承してください。1番尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 議論が尽くされたとは全然、私はそういう思いはありません。

○議長（早坂忠幸君） だから、その議論をこれからこの特別委員会でやるわけです。そのために立ち上げたということは承知していただいているものと私は思っていましたので申し上げます。理解してください。分かりましたか。

その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 確認というか、みんなで了解していただければいいことなんですが、その際の議論は公平公正に進めるということをみんなで確認していきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（早坂忠幸君） それは公平公正に、さっき4番議員が言っているとおり、皆さんで特別委員会の中で議論を尽くすということですから、その中の議論の結果が回答ということで行くようになります。その中で議論をしていただくようになりますので、よろしくお願いたします。

その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書については、会議規則第91条第1項の規定により、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号大規模風力発電から加美町民の暮らしと環境を守る請願書については、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（早坂忠幸君） 日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣についての資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第14 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長味上庄一郎君より、行財政改革の進捗状況と政策課題について、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長一條 寛君より、切れ目のない教育及び生涯学習の環境整備について、共生社会の実現に向けた保健医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長木村哲夫君より、町民の暮らしが豊かになる産業の振興について、議会広報常任委員会委員長味上庄一郎君より、議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長高橋聡輔君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より、放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より、鳴瀬川ダム建設に関する事項について、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長伊藤淳君より、再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について、以上8委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月14日までとなっておりますが、会議規則第7条の

規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和4年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時36分 閉会

上記会議の経過は、事務局長猪股良幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月9日

加美町議会議長 早坂忠幸

署名議員 一條寛

署名議員 伊藤信行